

設置の趣旨等を記載した書類  
体育学研究科体育学専攻（博士課程後期）

【本文目次】

- ① 設置の趣旨及び必要性…p. 2
- ② 研究科，専攻等の名称及び学位の名称…p. 7
- ③ 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む）…p. 8
- ④ 教員組織の編成の考え方及び特色…p. 15
- ⑤ 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件…p. 16
- ⑥ 施設・設備等の整備計画…p. 20
- ⑦ 基礎となる学部（又は修士課程）との関係…p. 22
- ⑧ 入学者選抜の概要…p. 24
- ⑨ 管理運営…p. 25
- ⑩ 自己点検・評価…p. 26
- ⑪ 情報の公表…p. 27
- ⑫ 教育内容等の改善のための組織的な研修等…p. 31

## ① 設置の趣旨及び必要性

### 1) 博士課程後期を設置する理由・必要性

#### (1) 大学の沿革・概要

##### 【東海大学体育学部沿革】

1967年4月、東海大学体育学部は心身共に健全な人材の養成と体育関係の指導者の養成を図ることを趣意として、体育学科を擁して設立された。翌1968年、武道の発展と指導者の養成を求め、武道学科が柔道、剣道の2専攻とともに新設され、2学科体制となった。さらに翌1969年、体育学科には学校体育・社会体育・健康学・コーチ学の4専攻が設置され、武道学科柔道・剣道専攻と合わせ、2学科6専攻の修学分野が確立された。

1971年には、わが国初めての社会体育学科が設立され、社会における体育指導者の養成が目指された。同時に体育学科の専攻も整理され、体育学科（学校体育・コーチ学専攻）、武道学科（柔道・剣道専攻）、社会体育学科（社会体育・健康学専攻）の3学科6専攻となった。

2004年、体育学科は専攻制の問題点の解決と、広域化・高度化した体育スポーツ科学に対応するため改組改編が行われた。社会体育学科においても、時代に即した学科名への変更がなされ、さらにスポーツ&レジャーやマネジメントに特化した学科の新設が行われた。この改組改編により、体育学部は、体育学科、競技スポーツ学科、武道学科（柔道コース、剣道コース）、生涯スポーツ学科、スポーツ・レジャーマネジメント学科の5学科体制となり、現在に至っている。

##### 【東海大学大学院体育学研究科沿革】

東海大学大学院体育学研究科（以下本研究科）は、体育学部設立より10年後の1976年4月に設立された。設立時の学科目は、「体育学」、「体力学」、「体育方法学」、「社会体育学」の4分野構成で、入学定員は10名であった。

2008年度には、「スポーツ科学」、「応用スポーツ科学」、「指導者養成」、「関連領域」の4領域となり、2012年度に、入学定員を10名から15名に増員した。その後、「スポーツ文化社会科学」、「スポーツ医科学」、「実践スポーツ科学」の3領域に再編された。

以上の通り、心身共に健全な人材の養成と体育関係の指導者の養成を図ることを基本的な指針として設置された本学の体育学部を基盤に、目まぐるしく変化していく社会に対し、広域化への対応を進めつつ、学部・大学院教育を通じ、より高度化した教育研究により社会への貢献を進めている。

#### (2) 博士課程後期設置の理由

##### 【社会のニーズ・博士課程後期設置の必要性】

文部科学省が平成29年3月に策定した第2期「スポーツ基本計画」は、スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として位置付けられている。

中長期的なスポーツ政策の基本方針として、平成29年度から平成33年度まで

の5年計画において、1. スポーツで「人生」が変わる、2. スポーツで「社会」を変える、3. スポーツで「世界」とつながる、4. スポーツで「未来」を創る、を掲げ、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしている。

そして、この5年間に総合的にかつ計画的に取り組む施策として、1. スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実、2. スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現、3. 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備、4. クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上を掲げている。

このように、国を挙げて、スポーツを盛り上げて行こうという気運が高まっている中、特に「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大のための人材育成や、国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成・環境整備は喫緊の課題であり、医療・栄養・トレーニング・心理等のスポーツ科学等専門的な知識・技術を有する人材の資質向上の促進等が求められている。この施策に貢献すべく、本学も高等教育機関として、学部、大学院において、既存の組織・運営体制にさらなる改革をしていくことが必要であると考えます。

長期的に見て、高等教育機関、とりわけ大学院の役割に関して、平成30年11月26日中央教育審議会より出された「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」では、「V. 各高等教育機関の役割等―多様な機関による多様な教育の提供―」の「2. 大学院における特有の検討課題」の中で、『大学院は、「創造性豊かな研究・開発能力を持つ研究者等の養成」、「高度な専門知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」及び「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」という四つの人材養成機能を担っている』とし、知識集約型社会における知の生産、価値創造を先導する高度な人材を育成する役割を中心的に担うことが期待される存在であるとしている一方で、現状においては、各大学院が自らの「強み」や「特色」を踏まえて四つの機能を各々選択し、比重を置いた上で、教育研究を展開しているとは言い難いとされている。

特に、博士課程（後期）については、大学院のカリキュラムと企業をはじめとする社会のニーズとの間にギャップが生じているとの指摘がなされている。

「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」（平成31年1月22日 中央教育審議会大学分科会）には、大学院のカリキュラムと企業をはじめとする社会のニーズとのギャップについて、“特に、博士課程（後期）については、課程を通じて身に付けられる能力が特定の専門分野の知識や方法論であるのに対し、学生の主たる進路先のひとつである企業は、大学院修了者に対して専門分野以外も含めた幅広い能力も求めており、大学院のカリキュラムと企業をはじめとする社会のニーズとの間にギャップが生じているとの指摘もある。”と示されており、大学院修了者に対する企業のニーズとして、特定の専門分野の知識や方法論のみならず専門分野以外も含めた幅広い能力が求められている。このことは、本研究科が博士課程後期の

設置に向けて企業等へのヒアリング調査やアンケート調査において、次の通り具体的に現れている。

■企業等へのヒアリング調査（2020年1月実施）

調査団体及び業界における博士学位取得者へのニーズとして、「現在、体育・スポーツ系分野の博士学位取得者はいるものの、専門外についても興味関心を持って学際的な取り組みができる研究者が少ない。今後はプロジェクト研究（連携研究）が主流となっていくため、他分野と連携ができる博士学位取得者のニーズは高まっていくものと思われる。」また、本研究科博士課程後期【設置構想中】に対する要望として、「研究の成果を社会に還元する意思と方法を身につけた人材を求める。」（明治安田厚生事業団 体力医学研究所）が寄せられている。

■企業等へのアンケート調査（2020年8月11日～18日実施）

本研究科博士課程後期【設置構想中】に対する要望として、「先端的な、幅広い科学的知識を習得するとともに、実際の（強化）現場等における課題を見出し、その課題を解決するために科学的知識を活用できる課題解決力・実践力・応用力、そして、それらの成果を論文等にまとめ、発表できる高い能力を身に付ける教育を行っていただくことを期待します。」（独立行政法人日本スポーツ振興センターハイパフォーマンススポーツセンター 国立スポーツ科学センター）が寄せられている。

以上の結果により、大学院修了者に対する企業等のニーズは、特定の専門分野の知識や方法論のみならず専門分野以外も含めた幅広い能力が求められていることに加え、その能力を実際の現場の課題解決に活かし、研究の成果を社会へ還元できる力であることは明らかである。なお、ここで挙げた具体例は少数であるが、後述する通り、本研究科博士課程後期は、「他領域・他分野との研究・教育における融合を推進し、幅広い知識・考え方を修得して研究の成果を社会へ還元できる人材を養成する」ことを掲げており、企業等へのアンケート調査（2020年8月11日～18日実施）において、「本研究科博士課程後期について、本研究科博士課程後期【設置構想中】が養成する人材は、貴社・貴団体及び業界において必要であると思われるか。」との設問に、きわめて短い期間の調査ながら、15箇所の企業・団体より「とても必要だと思う」、15箇所の企業・団体より「必要だと思う」の回答が得られていることから企業等のニーズは明らかであると確信する。

このことにより、学部で培った広い知識や視野を基盤とし、より広域化・高度化する企業をはじめとする社会のニーズとのギャップを大学院において、修士課程（博士課程前期）と博士課程後期との連続性による教育研究活動と次に挙げる方策を融合し、実現していくことを目標としている。

【多様性・他領域との融合、独創性・創造性の担保】

前出「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」において、『高等教育は「多様な価値観を持つ多様な人材が集まることにより新たな価値が創造される場」＝「多様な価値観が集まるキャンパス」になることが必要である』とあり、学部・学科を超え、大学を超えた人的資源の共有を通して、「多様な教員」による

多様な教育研究を展開することが必要であるとされている。広域化する社会のニーズに答えるため、大学院において、多様性・他領域との融合や独創性・創造性の担保を達成する必要がある。

また、体育・スポーツの研究領域は、時代や社会の状況の変化に応じて、医学や工学をはじめとする他分野との連携が拡大しており、社会に還元できる研究成果が求められている。

これらに応える方策として、本研究科の博士課程後期では、多様性を重んじ、他領域との研究・教育における融合を推し進める。

「多様性を重んじ」「他領域との研究・教育における融合を推し進める」とは、本研究科の学問分野である体育・スポーツ科学の3つの領域（スポーツ文化社会科学領域、スポーツ医科学領域、実践スポーツ科学領域）、そして体育・スポーツ科学以外の学問分野である医学、工学、理学等との交流を通じて幅広い知識と考え方の融合を図ることである。

このことは、後述する養成する人材像における、「他領域・他分野との研究・教育における融合を通じて幅広い知識・考え方を修得する」部分に基づくものであり、これを担保するための教育課程の構造等詳細な説明は、③ 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む）2）教育課程の編成の概要において行う。

#### 【社会における博士学位取得者の存在意義、研究成果の社会への還元】

さらに、高度化する社会のニーズに答える具体的方策として、研究成果の社会への還元、すなわち社会に役立つ博士学位取得者の育成があげられる。前出「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」においても、現状では、諸外国と比較すると、我が国の修士、博士学位取得者の割合は2分の1から3分の1と低い水準にあり、早急に大学院教育の体質の改善が必要であるとしている。そのための具体的な方策として「産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズや学修者の個々のニーズにより一層対応して、各大学院が、学生の修了後の進路を確保し、高度な専門知識のみならず普遍的なスキル・リテラシー等も身に付けた高度な人材を育成することができるよう、明確な人材養成目的に基づく学位プログラムとしての大学院教育の確立に向けて、分野横断的なコースワークや海外大学とのジョイントディグリー、ダブルディグリーの充実等に取り組むべきである」としている。

本研究科博士課程後期においては、これらの実現のために教育活動と前述した研究活動を活用し、高度かつ分野横断的に、社会からのニーズに積極的に取り組むことが出来る人材、そしてその知識を広め・教授していくことが出来る人材を育成していく。

#### 【学内におけるニーズ・修士課程における研究指導教員の充実】

学内におけるニーズに関して、本研究科修士課程修了者は毎年平均20名程度であり、そのうち毎年概ね3名程度が他大学の大学院博士課程に進学している。

また、近年、体育学部と大学院体育学研究科修士課程が連携し、高い研究力を有する教員を新規に採用するとともに、在籍する教員の「体育」・「スポーツ科学」における研究レベルの向上に努めた結果、修士課程において、博士号を持ち、博士課程の研究指導教員としてふさわしい研究業績を有する教員が10数名に達している。これにより、博士課程の研究指導体制を構築することができる状況となっている。

## 2) 博士課程後期の養成する人材像

### (1) 博士課程の内容（修士課程との関連性）

#### 【修士課程との連動性、養成する人材】

博士課程後期では、既設の体育学専攻修士課程の3領域（スポーツ文化社会科学領域、スポーツ医科学領域、実践スポーツ科学領域）において、それぞれの領域の研究内容や高度解析技術を発展させて、高いレベルの「スポーツ科学」に精通しながら、独創的・創造性に優れた高度な研究能力を備えて専門分野の発展に寄与しつつ、それを社会に還元できる力を有する体育・スポーツ科学の研究者専門職を育成することを目的とし、本研究科をより充実させるものである。

これらを達成するために東海大学が、学部、大学院を通じて、育成目標に掲げている4つの力、すなわち、「常に未来を見据え自らが取り組むべき課題を探索する力（自ら考える力）」、「多様な人々の力を結集する力（集い力）」、「困難かつ大きな課題に勇気をもって挑戦する力（挑み力）」、「失敗や挫折を乗り越えて目標を実現していく力（成し遂げ力）」を基盤として、多様化する社会の中で、高度な研究スキルを社会へ還元出来る研究者専門職の育成を目指す。

本研究科博士課程後期は、幅広い知識や視野を持つことを前提とし、さまざまな問題に取り組み、解決や貢献を目指すことができる研究者専門職を育成していく。そして社会への貢献は、総合大学である本学のメリットを活用して他分野との協同を前提に実践していく。

以上により、博士課程後期は、養成する人材像を次の通り定める。

#### ●養成する人材像

修士課程の研究内容や高度解析技術を発展させ、他領域・他分野との研究・教育における融合を通じて幅広い知識・考え方を修得し、独創的・創造性に優れた高度な研究能力を備えて専門分野の発展に寄与しつつ、それを社会に還元できる能力を有する人材

#### 【修了後の進路・人材需要】

修了後の進路としては、体育・スポーツ系の大学の教員、企業や健康運動系事業団の研究所における研究員、スポーツアナリストやスポーツ・アドミニストレータ一等の専門職を想定している。

今後、高度な研究スキルを有し、研究成果を社会に還元できる能力を備えた博士課程後期修了者に対しては、本研究科の高度な研究と、幅広い本学のスケールメリットにより、様々なスポーツや健康づくりの現場にエビデンスをつくれる研究マインドを持った人材として、幅広い分野からの需要があることが予想される。

(2) 養成する人材と学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

以上を踏まえ、博士課程後期のディプロマ・ポリシーを以下の通り設定する。

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

博士課程後期では、本学の学位授与の方針に従い、以下の知識・技能・能力を備えたと認められるものに学位を授与する。

DP① 体育・スポーツ科学における研究領域の多様性を認識し、研究の特徴・意義・使命を考えることができる。

DP② エビデンスに基づく分析力・知力・技術を有し、自ら研究課題を見つけ、取り組むことができる。

DP③ 高度な専門知識と技能を持ち、独創性と創造性に富んだ研究力を身に付けている。

DP④ 他領域・他分野との研究・教育における融合を推進し、幅広い知識・考え方を修得している。

DP⑤ 研究により得られた知見や技術、そして経験を社会に還元していくことができる。

② 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

研究科名称は次の通り定める。

研究科名称 : 体育学研究科  
専攻名称 : 体育学専攻（博士課程後期）  
学位名称 : 博士（体育学）

英訳名称は次の通り定める。

研究科名称 : Graduate School of Physical Education  
専攻名称 : Course of Physical Education  
学位名称 : Doctor of Physical Education

1) 研究科の名称

●体育学研究科

「体育」とは、健全な身体の発達を促し、運動能力や健康で安全な生活を営む能力を育成し、人間性を豊かにすることを目的とする教育であり、「体育学」とは、「身体運動を通じての人間教育を対象とする学問」である。また近年、スポーツの定義が広がりつつあるが、スポーツ基本計画では、スポーツの価値を健全に伝え、良い方向に発展させていくことが求められている。そのためには、わが国が教育の中でスポーツ振興をしてきた経緯を踏まえることも重要であると考えている。

本研究科は、現在、体育学部を基礎として、スポーツ文化社会科学領域、スポーツ医科学領域、実践スポーツ科学領域の3領域から構成される体育学研究科として設置されている。本申請は、その修士課程を博士課程前期とし、その上に、新たに

に博士課程後期を設置し、体育学研究科を充実させるものである。

本研究科においては、「スポーツ」の中でも「教育＝（体育）」を重要視し、「人を育てること（人材を育成すること）」に重点をおいて教育課程を構築している。例えば、スポーツ科学の発展が目覚ましい今日においては、コーチングにおいても研究や技術指導のみならず、むしろ倫理等、健全な教育的指導が益々重要となっており、原点回帰的な考え方が必要であると考えられる。このような観点もふまえ、本研究科では、今後も「体育学」を教育研究の柱とする。そのため、研究科の名称は、「体育学研究科」のままとする。

## 2) 専攻の名称

### ●体育学専攻（博士課程後期）

博士課程後期は、既設の体育学研究科体育学専攻修士課程（博士課程前期に名称変更）の上に新たに設置する。体育学研究科体育学専攻修士課程は、体育学専攻のみで構成されており、博士課程後期においても「体育学専攻」の名称は変わらない。

## 3) 学位の名称

### ●博士（体育学）

既設の体育学研究科体育学専攻修士課程（博士課程前期に名称変更）の学位名称は「修士（体育学）」である。

博士課程後期では、既設の体育学専攻修士課程の3領域（スポーツ文化社会科学領域、スポーツ医科学領域、実践スポーツ科学領域）において、それぞれの領域の研究内容や高度解析技術を発展させて、極めて高いレベルの「スポーツ科学」に精通しながら、独創的・創造性に優れ国際的に通用する研究能力を備え、専門分野の発展に寄与しつつ、それを社会に還元できる能力を有する体育・スポーツ科学の研究者専門職を育成することを目的としている。上述してきたように、研究科の名称は「体育学研究科」、専攻の名称は「体育学専攻（博士課程前期・博士課程後期）」であることから、学位名称を「博士（体育学）」とする。

## ③ 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む）

### 1) 教育課程の編成の基本方針と特色

本学大学院は、東海大学建学の精神にのっとり、専門分野における高度な学術の理論及び応用を教授研究し、その意義を認識すると同時に、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを目的としている。

この目的と先に述べた、養成する人材像と学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ、本研究科博士課程後期の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下の通り定め、対応関係について明確にすべく、「カリキュラムマップ」を資料として追加する。（資料1：「体育学研究科体育学専攻博士課程後期 カリキュラムマップ」）



### 【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を有する人材を養成するために、以下の方針に基づいた教育プログラムを実施する。

CP① 必修科目である「スポーツ科学研究理論」において、体育・スポーツ科学の学際性と領域の広がりを最先端の研究を通じて学ぶことにより、研究領域の多様性を認識して広い視野を持ち、体育・スポーツ科学に求められる社会課題を考察できる応用的な力を身につける。また、「研究・教育に必要な正義感・倫理観」を身につけ、「博士論文の作成と成果の社会への還元を目指し、専門性を高めていく」ことに加え、「本研究科を構成する3領域のみならず、社会を構成する各分野へ広がる視点の育成を図っていく」ために必要な基礎的な力を養う。

CP② 「スポーツ科学研究法」を置き、自らの研究を社会に還元してするために必要な技術として、データマネジメント並びにデータサイエンスの最新の概念や研究方法を学修し、エビデンスに基づく分析力・知力・技術をもって、課題発見力を養う。

CP③ 体育・スポーツ科学の3領域（スポーツ文化社会科学領域、スポーツ医科学領域、実践スポーツ科学領域）の特講科目及び演習科目の学びを通じて、高度な専門知識と技能、研究スキルを習得し、「特別研究」科目において独創性と創造性に富んだ研究力を身に付ける。

CP④ 体育・スポーツ科学の3領域（スポーツ文化社会科学領域、スポーツ医科学領域、実践スポーツ科学領域）の特講科目及び演習科目の学びを通じて、体育・スポーツ科学以外の他分野と研究・教育で融合できる力を養成する。

CP⑤ 研究指導教員により、1年次から博士論文の作成に向けて指導を開始し、2年次から3年次にかけて、「特別研究」科目において継続して指導することにより、博士論文の作成を通じて、研究成果の社会への還元できる力を養う。

### 『教育課程・学修成果』

博士課程後期は、コースワークとして、研究方法論のみならず、データマネジメントやデータサイエンスに基づく研究について学ぶための共通科目、博士課程前期の教育課程を発展させた、スポーツ文化社会科学領域、スポーツ医科学領域、実践スポーツ科学領域の専門科目を開設し、リサーチワークとして、博士論文を作成するための特別研究科目を開設する。

この教育課程により、博士課程前期の研究内容や高度解析技術を発展させ、高いレベルの「スポーツ科学」に精通しながら、独創的・創造性に優れた高度な研究能力を備えて専門分野の発展に寄与しつつ、それを社会に還元できる能力を養う。

### 『学修成果の評価方法（博士論文審査基準）』

博士課程後期では、博士論文の審査を以下の基準に基づき行う。

- 1) 研究目的と考察が適切である。
  - ・研究の目的が明確であり、独自性が認められる。

- ・ 先行研究を十分に検討して課題を明確に指摘している。
  - ・ 研究の目的に対応した考察がなされており、学術的、実践的な課題が抽出できている。
- 2) 研究の方法と論文の構成が適切である。
- ・ 研究目的を達成するための方法が最新で高度なものであり、方法に対して熟達していることが認められる。
  - ・ 論文の構成が明確である。
- 3) 論文の記述法が適切である。
- ・ 各領域における専門用語が適切に使用されている。
  - ・ 論理的な文章表現がなされている。
  - ・ 図、表等の表記が適切である。
  - ・ 参考・引用文献等の質と量が確保されている。
- 4) 独創性・創造性に富んでいる。
- ・ 研究のテーマ、及び論及の方法に独創性、創造性が認められる。
  - ・ 結果の提示のみならず、独創的・創造的知見が得られているか。
- 5) 方法論の確立がなされ、学界への貢献ができる。
- ・ 当該研究領域において方法論に対する新たな提言がなされている。
  - ・ 当該研究領域において研究の成果が論文としてまとめられることによって学界への貢献ができる。
- 6) 社会への還元ができる。
- ・ 研究テーマや成果が社会に還元できる可能性を有している。
  - ・ 研究により得られた最新で高度な研究方法や他領域の研究成果を学ぶことで、連携の重要性を認識して、社会に還元できる可能性を有している。

博士課程後期の教育課程の特色は次の通りである。

(1) コースワークとリサーチワークのバランスを重視し、1年次にコースワークの共通科目及び専門科目を、2～3年次にリサーチワークの特別研究科目を開講する。

(2) 研究により得られた知見や技術を社会に還元できる能力を養うため、実践を重視したプログラム構築を目指し、共通科目にデータマネジメント、データサイエンスに関わる科目を配置する。

なお、博士課程後期でのデータマネジメントは、体育・スポーツ科学において得られたデータに関して、得られた知見を組織的運営に活かすこと、及び継続的にデータを得るためのアプローチを扱う。博士課程後期でのデータサイエンスは、体育・スポーツ科学において得られたデータに関して、新たな科学的及び社会に有益な知見を引き出そうとするアプローチを扱う。

## 2) 教育課程の編成の概要

## (1) 共通

共通科目では、「スポーツ科学研究理論」、「スポーツ科学研究法A」、「スポーツ科学研究法B」の3科目を配置する。

「スポーツ科学研究理論」では、「体育・スポーツ科学特別研究」の担当者が、それぞれの分野の研究方法论・研究成果を概説する。これはスポーツ科学が複合領域であり、学際的視野が必要であることを確認するものである。また、研究及び教育に関わる者として必要な正義感・倫理観の重要性と、リサーチワークへの導入と研究方法論の理解を促す。さらに、エビデンスに基づく研究成果、知見、技術等を社会へ還元することを目的に、データマネジメント、データサイエンスの概要についても学ぶ。

「スポーツ科学研究法A」は、データマネジメントに関する科目であり、体育・スポーツ科学において得られたデータに関して、得られた知見を組織的運営に活かすこと、及び継続的にデータを得るためのアプローチを学ぶ。

体育・スポーツ科学に必要な不可欠なデータの収集及び解析の理論と実践を学修するとともに、結果だけでなくプロセスを研究するアクションリサーチ(質的研究)についても身につけることを目標とする。あわせて、マネジメントやビジネスへの応用についても学び、データの正しい取り扱いと倫理の育成を進めていく。

「スポーツ科学研究法B」は、データサイエンスに関する科目であり、体育・スポーツ科学において得られたデータに関して、新たな科学的及び社会に有益な知見を引き出そうとするアプローチを学ぶ。

量的データを用いる体育・スポーツ科学領域においては、研究成果として示すデータの正確さの担保が、研究の質を向上させる上では欠かせないことを学び、ミクロ・マクロな視点から、適切な量的データの入手(対象者の選定から測定・調査まで)について学び、データの正しい取り扱いと倫理の育成を進めていく。

## (2) 専門

専門科目では、博士課程後期の教育研究の柱であり、高度な研究スキルと創造力の獲得を目的とし、博士論文作成に向けて、研究テーマの方向性を定めていく科目である。スポーツ文化社会科学領域、スポーツ医科学領域、実践スポーツ科学領域ごとに、「高度スポーツ文化社会科学特講」、「高度スポーツ医科学特講」、「高度実践スポーツ科学特講」、「高度スポーツ文化社会科学演習」、「高度スポーツ医科学演習」、「高度実践スポーツ科学演習」の6科目を配置し、幅広く多角的な視点から現代の問題点を捉え、正しい倫理観を持ち、独創的、創造的な力を育成していく。

なお、専門科目の科目名称について、修士課程では、修士論文の作成に向け、先行研究の整理と修士課程レベルの研究を実施するための科目を開講しているが、博士課程後期では、修士課程の3領域の教育研究内容を発展させ、研究の最前線の議論や知見、解析方法等を踏まえた研究を展開し、研究成果を社会へ還元することにつなげるための科目を開講することから、並びに「高度」を冠した名称としている。

「高度スポーツ文化社会科学特講」では、体育・スポーツ事象にみられる諸問題

に対する体育学における人文社会科学的アプローチ（体育スポーツ哲学・倫理学、スポーツ史・人類学、スポーツ心理学）によって問題把握の多角化をはかるとともに、これを通して研究を独創的に遂行する能力を育成する。なお、当該授業においては、体育スポーツ哲学・倫理学、スポーツ史・人類学、スポーツ心理学における最前線の議論や知見に触れ、学識と思考力を拡充し創造性を養う。

「高度スポーツ医科学特講」では、体育・スポーツ事象にみられる諸問題に対する体育学における自然科学的アプローチ（スポーツ生理学、スポーツバイオメカニクス・体力学、スポーツ医学）を学び、研究課題の焦点化に資する基礎知識を身につける。同時に、当該学問分野における最前線の解析方法や研究事例に触れ、研究を独創的かつ創造的に遂行する能力を育成する。

「高度実践スポーツ科学特講」では、スポーツや運動、身体活動が、現代社会・国民に果たす具体的な意義について、国内外の様々な先端研究のエビデンスから考究する。特に、ウェルネス、スポーツ・レジャーマネジメント、健康づくり・介護予防の身体活動、アダプテッド体育・スポーツをキーワードとして、それぞれの分野の最新の研究動向やビジネスへの応用を解説し、現代社会・国民に役立つ研究を遂行できる能力とマネジメント力を駆使した創造性を養う。

「高度スポーツ文化社会科学演習」では、体育・スポーツ事象にみられる諸問題に対する体育学における人文社会科学的アプローチ（体育スポーツ哲学・倫理学、スポーツ史・人類学、スポーツ心理学）によって問題解決能力の拡充をはかるとともに、これを通して研究を独創的に遂行する能力を高める。なお、当該授業においては、体育スポーツ哲学・倫理学、スポーツ史・人類学、スポーツ心理学における最前線の議論や知見を踏まえながら、広大で歴史的な知の総体において自らの問題追求を相対化することで、研究者としての学識や良識の錬磨と高度な研究スキルを身に付ける。

「高度スポーツ医科学演習」では、体育・スポーツ事象にみられる諸問題に対する体育学における自然科学的アプローチ（スポーツ生理学、スポーツバイオメカニクス・体力学、スポーツ医学）の手法によるスポーツ科学実験研究のプロセス（計画→測定→処理→論議）を演習として学ぶ。これらを通じて、当該分野において、質の高い研究テーマ、研究デザイン、データの解釈・考察を行い、研究者としての学識や良識の錬磨と論文執筆を遂行できる高度な研究スキルを身に付ける。

「高度実践スポーツ科学演習」では、スポーツや運動、身体活動が、現代社会において貢献しうる研究テーマや研究デザインを、具体的に考案する能力を養う。特に、ウェルネス、スポーツ・レジャーマネジメント、健康づくり・介護予防の身体活動、アダプテッド体育・スポーツをキーワードとして、それぞれの分野において、質の高い研究テーマや実現可能な研究デザインを立案し、ビジネスに応用するための最新情報を取り扱う。加えて、対象領域の広い実践スポーツ科学分野の専門家として、学識や良識の錬磨と高度な研究スキルを身に付ける。

### （3）特別研究

特別研究科目では、「体育・スポーツ科学特別研究1」、「体育・スポーツ科学特

別研究2]、「体育・スポーツ科学特別研究3」、「体育・スポーツ科学特別研究4」の4科目を配置する。

「体育・スポーツ科学特別研究1～4」では、各研究指導教員の研究テーマにそって研究活動を行うことにより、高度な専門知識を獲得するとともに、研究計画の立案、実験・調査・解析の遂行、データの解釈・考察、博士論文作成、発表といった一連の研究活動を推進できる能力を養う。

「体育・スポーツ科学特別研究1」では、研究指導教員のもと、自身の研究分野に関連する研究テーマの可能性について考究する。研究手法については予備実験、並びに理論構成に対しての議論を繰り返し、研究方法の精度や妥当性を検証する。学期後半には研究情報交換会においてプロポーザル（企画・提案）発表を行い、体育学研究科の教員から問題点の指摘や助言を受け、今後の研究の再構築をはかる。

「体育・スポーツ科学特別研究2」では、特別研究1でまとめた研究計画をより具体化し、実験系は実験方法のスキルを高め、文献系は資料収集の手順とその整理の仕方を学び、自身の研究を進めていく。また、研究内容のプレゼンテーション、ディスカッションを行う能力を高め、研究成果をまとめるために、学会発表や学会誌へ投稿する準備を行う。学期後半には、研究情報交換会（博士論文作成計画発表会）で研究の進捗状況を発表し、体育学研究科の教員から問題点の指摘や助言を受け、研究内容の充実をはかる。

「体育・スポーツ科学特別研究3」では、特別研究2でまとめた研究成果をもとに、博士論文の作成を進める。学期後半には、研究情報交換会（博士論文作成中間発表会）でこれまでの成果を中間報告として行い、体育学研究科の教員から問題点の指摘や助言を受け、博士論文作成に関わる知見を得て、さらに質の高い研究にするための検討を行う。

「体育・スポーツ科学特別研究4」では、これまでの研究成果をまとめ、社会への貢献につなげていく博士論文を完成させることを目的とする。博士論文の構成と各章の執筆、推敲に関する指導を受け、論文を完成させる。学期後半には、研究情報交換会（博士論文完成発表会）で博士論文の発表を行う。

以上述べてきた教育課程の編成の概要に加え、「他領域・他分野との研究・教育における融合を通じて幅広い知識・考え方を修得する」ための、教育課程の構造等詳細について、次の項目により説明する。

#### 【教育課程における他領域・他分野との研究・教育における融合】

教育課程において、次の内容により、他領域・他分野との研究・教育における融合を図り、幅広い知識・考え方を修得させる。

共通科目の「スポーツ科学研究理論」において、他領域の最新情報を踏まえたうえで、体育・スポーツ科学の学際性と領域の広がりを理解し、このことによって研究領域の多様性を認識して広い視野を持ち、体育・スポーツ科学に求められる社会課題を考察できる応用的な力を身につける。さらに、3領域を跨る視点の必要性に加え、さらに複雑化する現代における体育・スポーツ科学分野だけではない幅広い視点と他分野との融合の必要性

についても講義を行う。

専門科目の「高度スポーツ文化社会科学特講」「高度スポーツ医科学特講」「高度実践スポーツ科学特講」においては、研究テーマの確定に向けた意見交換等を行うとともに、3領域との関連、体育・スポーツ科学以外の分野との関連性や将来の可能性を含め解説し、修士課程から身に付けてきた、本領域における専門的な知見と幅広い視点、そして他分野との融合を含め、自らの研究テーマとの関連性について再検証を行い、レポートの作成、ディスカッションを行う。

「高度スポーツ文化社会科学演習」においては、隣接する分野（社会学・歴史学等）の専門家・学生と協同しパネルディスカッションにより意見交換を行う。これにより、論文の作成能力や発表力の向上を目指すだけではなく、自分の研究テーマについて広い視点で俯瞰的に見直しを行い、より独創性と創造性の高い研究の実現を目指していく。

「高度スポーツ医科学演習」においては、医学、工学、理学等の他の分野と融合したプロジェクト研究に参加し、計画・測定・処理・論議の全体を経験・発表し、研究能力・成果を社会に還元する力を身につけ、プロジェクト研究に参加した結果について、自分の研究テーマと関連した「現状との差異や問題点」などについて発表・意見交換も行き、より広い視点をもった俯瞰的な見直しを行い、より独創性と創造性の高い研究の実現につなげていくことを目指す。

「高度実践スポーツ科学演習」においては、実践スポーツ科学の担当教員が進めているプロジェクト研究や活動の内容を理解するとともに実際に参加し、プロジェクト研究という実践の場を通じ、自らの研究テーマについての方針・取り組み方などについて再確認をおこなうことに加えて、より高度な専門性、より広い視点の必要性について再確認を行う。

なお、プロジェクト研究は、スポーツ技術向上と健康・体力増進を目的として取り組んでいる本学の総合大学の利点を活かした共同研究をさす。

本研究科博士課程後期の専任教員が学内の他の研究科・学部等と連携し、具体的な例を挙げれば、医学部と連携した「側彎症プロジェクト（側彎症の手術前後・リハビリ後の運動評価）」、大学院工学研究科・工学部と連携した「義足開発プロジェクト（関節の特性を加味した無動力大腿義足の開発と適合性評価）」、大学院総合理工学研究科・理学部と連携した「スポーツビッグデータプロジェクト（ビッグデータを用いたスポーツ支援システムの開発）」等を実施しており、学術的にも、実践的にも多くの研究成果を上げており、本研究科における研究活動の特色となっている。

現在、このプロジェクト研究により、最先端の研究において、本研究科の学問分野である体育・スポーツ科学と他の分野（医学・工学・理学等）との融合が行われている状況であり、その研究成果を本研究科博士課程後期の教育課程において、演習科目におけるプロジェクト研究への理解・参加という形でフィードバックすることにより、体育・スポーツ科学以外の他分野と研究・教育で融合できる力を養成する。

また、博士課程後期の設置によって体育・スポーツ科学研究の博士課程レベルの研究環境が整えば、プロジェクト研究の活動はさらに活発となり、研究成果のフィードバックがさらに促進され、大学院生の研究成果の博士論文へ反映、社会への還元が可能になる。

このように、研究活動の成果を教育活動に反映していく教育活動のサイクルを、体育学

部学士課程→体育学研究科修士課程（博士課程前期）→博士課程後期の教育活動の連動の中で広げていくことにより、研究活動においても、体育・スポーツ科学の枠を超えた他領域との融合研究を、さらに活発に実施していくことが可能になると確信している。

#### ④ 教員組織の編成の考え方及び特色

##### 1) 専任教員配置の考え方及び特色

博士課程後期は、既設の体育学専攻修士課程の3領域（スポーツ文化社会科学領域、スポーツ医科学領域、実践スポーツ科学領域）の研究内容や高度解析技術を発展させるため、専任教員には、

- (1) スポーツ哲学、スポーツ人類学、スポーツ史、スポーツ心理学等、スポーツ人文社会科学における研究業績が十分にあり、高度な読解能力・分析能力を教授できる者
- (2) 臨床経験を有する医師、他領域（医学、教育学、保健学）において科学的エビデンスを構築できる解析法や評価法を教授できる者
- (3) スポーツ生理学、スポーツバイオメカニクス、スポーツ医学等、スポーツ医科学の研究業績が十分にあり、高度な解析技術を教授できる者、及び、スポーツマネジメント、アダプテッドスポーツ科学等、実践スポーツ科学における研究業績が十分にあり、ビジネスへの応用、データサイエンスやアクションリサーチに長けた者

を配置しており、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを達成できる教員組織となっている。

専任教員は13名で構成され、全員が博士の学位を有している。各領域における専任教員の配置は次の通りである。

スポーツ文化社会科学領域において、研究指導教員として教授3名を配置する。  
スポーツ医科学領域において、研究指導教員として教授4名、助教1名を配置する。

実践スポーツ科学領域において、研究指導教員として教授4名、講師1名を配置する。

これにより、各領域において、博士課程後期の教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がない専任教員の配置となっている。

##### 2) 専任教員の年齢構成

専任教員全体の年齢構成は、完成年度において、60歳代が3名、50歳代が8名、40歳代が1名、30歳代が1名であり、完成年度までに定年を超える教員はいない。

（資料2：「学校法人東海大学教職員定年規程」）

また、完成年度における各領域の年齢構成は、スポーツ文化社会科学領域において50歳代が3名、スポーツ医科学領域において60歳代1名、50歳代が3名、30歳代が1名、実践スポーツ科学領域において60歳代2名、50歳代2名、40歳代が1名となっており、博士課程後期の教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に、ま

まったく支障がない構成となっている。

なお、40歳代以下の若手教員が少ないが、完成年度以後、1)専任教員配置の考え方及び特色で述べた、(1)～(3)の内容が教授できる若手教員を専任教員に加えていくことで、バランスの取れた年齢構成となるよう計画する。

## ⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### 1) 教育方法の基本的な考え方

博士課程後期では、既設の体育学専攻修士課程の3領域(スポーツ文化社会科学領域、スポーツ医科学領域、実践スポーツ科学領域)の研究内容や高度解析技術を発展させて、極めて高いレベルの「スポーツ科学」に精通しながら、独創的・創造性に優れ国際的に通用する研究能力を備え、専門分野の発展に寄与しつつ、それを社会に還元できる能力を有する体育・スポーツ科学の研究者専門職を育成する。

そのために、共通科目と専門科目では、専門分野の枠にとらわれない他分野の知識・技術が修得できるよう専門分野の異なる複数の教員によるオムニバス形式を中心とした講義及び演習を行う。

「特別研究」科目では、「体育・スポーツ科学特別研究1～4」において、研究情報交換会を、博士課程前期を含めた大学院生・大学院研究指導教員参加の下で実施し、博士課程後期の大学院生は、研究指導教員以外に、複数の異なる専門領域の教員からも研究に対する助言を受けることができる機会を設定する。

また、この研究情報交換会では、大学院生が各分野の特別研究内容と途中経過を発表し、その内容や問題点を共有して、それに対して専門分野を超えた意見交換を行い、更なる研究の進展を図る。

さらに、研究指導体制を整備し、博士論文審査についても、その厳格性・透明性を確保するように管理運営体制を整備する。

### 2) 履修方法

履修方法は、次の通り16単位以上を履修する。

共通科目では、必修の「スポーツ科学研究理論」(2単位)を履修し、自身の研究課題と照らし合わせながら、研究指導教員との相談に基づき、「スポーツ科学研究法A」及び「スポーツ科学研究法B」から1科目(2単位)以上を履修する。

専門科目では、研究指導教員との相談に基づき、選択の特講1科目(2単位)以上、演習1科目(2単位)以上を履修する。例えば、高度スポーツ医科学領域においては、「高度スポーツ医科学特講」(2単位)及び「高度スポーツ医科学演習」(2単位)を含む2科目(4単位)以上を履修する。

共通科目・専門科目は、リサーチワークとのバランスを考慮して、1年次において履修する。

特別研究科目では、必修の「体育・スポーツ科学特別研究」4科目(8単位)を履修する。

特別研究科目は、コースワークとのバランスを考慮して、2～3年次において継



続いて履修し、専門科目で履修した特講・演習科目と関連した研究を行う。

なお、標準的な履修モデルとして、次の3つを想定している。(資料3：履修モデル)

- (1) 体育・スポーツ系の大学の教員を目指す履修モデル (スポーツ文化社会科学)
- (2) 企業の研究所における研究員を目指す履修モデル (スポーツ医科学)
- (3) 健康運動系事業団の研究者、スポーツアナリストやスポーツ・アドミニストレーターを目指す履修モデル (実践スポーツ科学)

### 3) 修了要件

博士課程後期の修了要件は、次の通りとする。

共通科目から「スポーツ科学研究理論」を含め4単位以上修得し、且つ研究指導を受ける教員が担当する「体育・スポーツ科学特別研究1, 2, 3, 4」を必修とし、合計16単位以上を修得して、博士論文の審査並びに最終試験に合格すること。

### 4) 入学から修了までの履修指導及び研究指導

#### (1) 履修指導

入学時に入学者全員に対して、ガイダンスを実施する。

ガイダンスでは、博士課程後期の教育理念・目的・目標、教育課程の編成方針、時間割、履修方法、研究計画、博士論文の提出時期・審査時期・審査方法、最終試験等に関する説明を行い、研究指導教員の決定が通知される。

なお、研究指導教員の決定は、入学試験時において受験者から申告された希望に基づき、入学手続きの完了後、当該大学院生の研究計画と希望のあった当該教員の研究分野の妥当性について研究科教授会で検討し、その審議を経たうえで決定される。

研究指導教員は、大学院生の希望を尊重し、相談に応じながら、修了までの履修計画について指導する。

研究指導教員は、「履修モデル」及び「修了までのスケジュール表」を用いて入学時から修了時までの説明を行い、さらに大学院生が自らの研究テーマに関連づけて学修を深められるように指導を行う。履修方法は以下の通りとする。

1年次前期・後期において、共通科目及び専門科目を履修する。

共通科目において、「スポーツ科学研究理論」(2単位)は必修であるが、「スポーツ科学研究法A」、「スポーツ科学研究法B」は選択科目であるため、自身の研究課題と照らし合わせながら、研究指導教員と相談のうえ、1科目(2単位)以上を履修する。

専門科目においては、研究指導教員と相談のうえ、特講2単位以上、演習2単位以上を履修する。

2年次前期から3年次後期にかけて、特別研究科目を履修する。特別研究科目においては、研究指導教員が担当する「体育・スポーツ科学特別研究1～4」(8単位)を履修する。

## (2) 研究指導

大学院生は、1年次において、共通科目・専門科目の履修を通じ、研究指導教員の指導を受けながら、研究課題の焦点化を行い、研究テーマを設定する。

そのうえで、2年次前期に「体育・スポーツ科学特別研究1」、2年次後期に「体育・スポーツ科学特別研究2」、3年次前期に「体育・スポーツ科学特別研究3」、3年次後期に「体育・スポーツ科学特別研究4」を履修する。

大学院生は、研究指導教員の指導のもと、研究テーマに関する先行研究をふまえ、それぞれの分野の質の高い研究課題を設定し、研究計画を立案した上で研究活動を展開する。研究指導教員は、大学院生が研究から得られた成果を博士論文として完成できるように指導をする。**(資料4：修了までのスケジュール表)**

研究倫理の審査を必要とする研究については、2年次前期に、研究倫理の審査を行う委員会に申請して審査を受け、承認された上で研究を開始する。

3年間の標準的な修了までのスケジュールの概要は、以下の通りである。

### (a) 1年次

- ①大学院生は、研究指導教員に対して「履修計画書」を提出し、科目の履修について指導を受ける。
- ②大学院生は、共通科目及び専門科目の履修と研究指導教員の指導に基づいて、研究課題の焦点化を行い、研究テーマを設定する。

### (b) 2年次

- ①大学院生は、設定した研究テーマに基づいて「研究計画書」を作成し、研究指導教員の指導を受けながら研究を進める。
- ②大学院生は、必要に応じて研究倫理の審査申請を行う。
- ③大学院生は、研究情報交換会（7月、1月）において発表し、研究指導教員のみならず、それ以外の複数の専門分野・領域の異なる教員より、研究内容、解析方法、結果の解釈・考察について助言を受ける。
- ④2年次後期には、研究指導教員の指導を受けながら、関連学会における発表や学会誌への投稿等を行う。

### (c) 3年次

- ①大学院生は、研究情報交換会（7月）において、博士論文作成の中間研究発表を行い、研究指導教員のみならず、それ以外の複数の専門分野・領域の異なる教員より助言を受け、博士論文の作成を進める。
- ②大学院生は、博士論文を提出し、研究情報交換会（1月）において、博士論文完成発表を行う。  
審査委員会の博士論文審査及び最終試験を受ける。

## 5) 博士論文の審査体制

博士論文の審査は、本学の学位規程（資料5：「東海大学学位規程」）に定めるほか、以下の手続きにより進める。

### (1) 学位の申請

博士の学位を申請する者は、学位申請書、履歴書、論文目録、論文の内容の要旨、確認書を添え、博士論文を研究科長を通じて学長に提出する。

(2) 審査委員の指名

学位の申請を受け、研究科教授会が審査委員会の審査委員の候補案を作成し、審議・承認したうえで大学院運営委員会へ提出する。大学院運営委員会は、候補案について審議し、承認した内容に基づいて、学長が候補者を指名して決定される。なお、論文の審査にあたって大学院運営委員会が必要と認めるときは、学長は他の大学院又は研究所等の教員等を前項の委員の中に含めることができる。

(3) 審査委員会

指名された審査委員は、審査委員会を構成し、主査を選出する。

審査委員会は、博士論文に関連ある科目の担当教員2名以上を含め、総計5名以上で構成される。

なお、主査は、博士論文の審査を行う審査委員会の審査委員から選出される。審査委員会が発足した後、審査委員会において、①当該大学院生の研究指導教員は除外すること、②当該大学院生の博士論文の研究分野と同一もしくは隣接する分野を専門とする者であること、③審査委員会全体を取りまとめる学識と経験を有する者を基準として選出が行われ、決定される。

(4) 審査

審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験を行う。最終試験は博士論文を中心として、これに関連する学科目について行う。

審査委員会は、審査及び最終試験が終了次第、論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添えて研究科教授会で報告する。

(5) 研究科教授会

研究科教授会は審査委員会の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議する。審議の結果、学位を授与できる者と判定するためには、3分の2以上の賛成がなければならない。

研究科長は、審議の結果、論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨を文書で学長に報告する。

(6) 学位授与

学長は研究科長の報告に基づき、大学院運営委員会の議を経て学位を授与するか否かを決定する。

6) 博士論文の公表方法

博士(体育学)の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、学位授与の対象となった博士論文を公表しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、大学院運営委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

博士論文の要約及び全文は、PDFデータで、東海大学附属図書館ホームページの

「東海大学機関リポジトリ」において公表される。「東海大学機関リポジトリ」の博士論文のPDFデータは、国立国会図書館により自動収集・公開がなされる。

## 7) 研究の倫理審査体制

博士課程後期は、学内の体育・スポーツ施設や各種実験施設において、コンピュータによる数値解析や人を対象とした実験等様々な研究活動に取り組むことから、多様な研究に対する倫理審査体制が整っていることが大切である。

本学には、「東海大学「人を対象とする研究」に関する指針」に基づき、「東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会」が設置されている。(資料6:「東海大学「人を対象とする研究」に関する指針」「東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会規程」)

博士課程後期の研究において、倫理審査が必要な場合は、倫理委員会に対して「研究計画書」をはじめとする関連書類が提出され、指針に遵うものであるか否かの審査がなされる体制となっている。

なお、博士課程後期の大学院生に対する研究倫理に関する教育や指導については、共通科目及び「体育・スポーツ科学特別研究1」で実施する。

## ⑥ 施設・設備等の整備計画

### 1) 校地、運動場の整備計画

博士課程後期は、神奈川県平塚市に所在する湘南校舎に設置される。

湘南校舎の校地面積は 533,476.07 m<sup>2</sup>、湘南校舎の学部の収容定員は 18,080 人であり、大学設置基準の必要校地面積を十分に満たしている。校地を共用する大学院の収容定員は 937 人であり、教育研究上支障は生じない。

また、多目的グラウンドをはじめ複数の運動場やカフェテラス等の学生厚生施設が既に整えられているため、新たな校地、運動場の整備計画はない。

### 2) 校舎等施設の整備計画

博士課程後期は、教育研究施設として、既存の湘南校舎 7 号館及び 15 号館等を使用する。

7 号館においては、博士課程後期の専任教員の研究室、7-201 教室、7-202 教室、7-211 教室、7-301 教室、7-302 教室等を講義・演習室として使用し、15 号館においては、運動生理関係実験室、共同実験室等を使用する。

運動生理関係実験室には、最大酸素摂取量測定をはじめとする運動生理学的領域の実験・測定ができる機器設備が、共同実験室には、モーションキャプチャシステムやフォースプレート、筋電計をはじめとするスポーツバイオメカニクス領域の実験・測定ができる機器設備が設置されている。これらの設備は、主に「体育・スポーツ特別研究1～4」において、大学院生各人の研究テーマに合わせて適宜使用していく。

また、15 号館 7 階に、博士課程後期の大学院生専用の研究室として、「体育学研究科大学院院生室2」を新たに整備し、研究に専念できる環境を整える。(資料7:院

### 生室室内の見取り図)

以上の通り、既存の施設設備の活用と院生室の整備により、博士課程後期の教育研究に支障は生じない計画である。

### 3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

#### (1) 図書等の整備について

体育学研究科体育学専攻の大学院生が利用する湘南校舎図書館において、既に体育学・医学・心理学等に関する蔵書約 24,600 冊を所蔵しており、博士課程後期設置後も、引き続き開講科目及び周辺学問領域に関わる図書を幅広く収集し、充実させる予定である。

#### (2) 学術雑誌の整備について

学術雑誌については、「学術雑誌一覧」(資料 8 : 学術雑誌一覧)の通り、体育学研究科体育学専攻博士課程後期に関する学術雑誌を所蔵しており、教育研究に支障はないが、博士課程後期の設置に向けて、専門分野の電子ジャーナルを充実させるべく、EBSCO 社が提供する電子ジャーナルパッケージである「Sports Discus with Full Text」を開設年度までに導入する予定である。

「Sports Discus with Full Text」は、スポーツ学、健康学、エクササイズ、施設デザイン、健康管理、校内・校外スポーツ、ドーピング問題、保健学、生物学、リハビリテーション、栄養学、また運動生理学や物理療法等の外国雑誌を収録しており、スポーツ及び運動学分野の研究支援に対応したコンテンツである。

#### (3) オンライン・文献データベースの整備について

体育学研究科体育学専攻の大学院生が利用可能であるオンライン・文献データベースについて、既に国内 26 種、国外 23 種が整備されており、学内の図書館をはじめ各施設、研究室で利用可能となっている。コンテンツの一部は学外から“SSL-VPN”を利用して 24 時間検索を実現している。

#### (4) 図書館の施設整備について

湘南校舎図書館は、授業開講時において 22 時まで開館し、利用者に対応している。閲覧室、閲覧席とも既存の施設を活用し、OPAC 用端末、外部データベース及びレポート作成にも使えるパソコンを館内に設置、さらに無線 LAN の環境も整備して、図書館機能を果たしていると考えている。

#### (5) 他大学図書館との協力について

東海大学付属図書館の蔵書はすべて電算化され、所蔵情報は学生の自宅からも検索が可能である。付属図書館間の図書の相互活用は活発で、利用者が OPAC から取り寄せの依頼が可能となっており、郵送で取寄せた上で、学生等利用者に自館所蔵図書と同じく館外貸出に供している。

同様に他大学との連携は、私立大学図書館協会に加盟し、図書の相互貸借・文

文献の複写依頼のやり取りを中心に相互利用を積極的に展開している。また国・公立大学並びに外部機関とも私立大学と変わらない連携・交流関係を確立している。その実績を生かし国立情報学研究所 NACSIS - ILL の ILL 文献複写等料金相殺サービスにも参画し、充実した相互協力を展開している。また、神奈川県内では神奈川県図書館協議会にも加盟しており今後も活発な協力活動を展開する計画である。

## ⑦ 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

### 1) 学士課程と大学院修士課程

#### 【学士課程と大学院修士課程】

東海大学の学士課程（学部）においては、『若き日に汝の思想を培え、若き日に汝の体軀を養え、若き日に汝の知能を磨け、若き日に汝の希望を星につなげ』という創立者の精神に基づき、明日の歴史を担う強い使命感と豊かな人間性をもった人材を養成することを目指している。さらに、グローバル化し、価値観が多様な現代社会にあつては「常に未来を見据え自らが取り組むべき課題を探求する力（自ら考える力）」、「多様な人々の力を結集する力（集い力）」、「困難かつ大きな課題に勇気をもって挑戦する力（挑み力）」、「失敗や挫折を乗り越えて目標を実現していく力（成し遂げ力）」を身につけた自主的・創造的人材の輩出をもって、調和のとれた文明社会を建設することを使命・目的とし、これがディプロマ・ポリシーの中核となっている。現在の体育学部には、体育学科、競技スポーツ学科、武道学科、生涯スポーツ学科、スポーツ・レジャーマネジメント学科があり、上述①「自ら考える力」、②「集う力」、③「挑む力」、④「成し遂げる力」を身に付け、「質の高い体育・スポーツ専門職」を育成することを目指している。

修士課程は、本学の建学の精神である人道主義、人格主義に立脚し、体育学の専門分野について高度にして専門的な理論と応用を教授研究し、豊かな教養と学識そして技能を有する平和で豊かな人類文化の発展に貢献できるような人物を養成することを教育目標とし、1) 体育・スポーツ科学領域において、専門的な知識と技能を有し、研究・教育活動を通じて積極的に社会貢献ができること、2) 研究及び教育に携わる者として必要な正義感・倫理観を有し、豊かな教養と人格を身につけていること、及び3) 当該分野における国内外の学会等での発表、質疑応答が可能な能力を有していることをディプロマ・ポリシーとしている。修士課程においては、スポーツ文化社会科学領域、スポーツ医科学領域、実践スポーツ科学領域の3領域において教育研究活動を行い、上述①専門的知識・技能 ②豊かな教養・人格 ③発表能力を身に付け、「科学に基づく知識・技術を取り入れた総合的アプローチを実践できる体育・スポーツ科学の専門職」を育成することを目指している。

### 2) 既設の修士課程との関係

#### 【修士課程との関連】

既設の体育学研究科修士課程と博士課程後期の連動性については関係図に示す通

りである。(資料9：体育学部と体育学研究科との関係図)

本申請では、既設の修士課程の上に博士課程後期を増設するため、博士課程前期(修士課程)のスポーツ文化社会科学領域、スポーツ医科学領域、実践スポーツ科学領域は、博士課程後期において、各領域におけるそれぞれぞれの分野を統合して発展させた専門科目である「高度スポーツ文化社会科学」、「高度スポーツ医科学」、「高度実践スポーツ科学」に対応する。それぞれの「スポーツ科学領域」の研究内容や高度解析技術を発展させて、独創的・創造性に優れた高度な研究能力を有し、それを社会に還元できる能力を身につけた研究者専門職を育成することを目的とする。①専門的知識・技能 ②豊かな教養・人格 ③発表能力を身に付ける修士課程(博士課程前期)のディプロマ・ポリシーをより高度に設定することに加えて、④独創性・創造性 ⑤学界貢献 ⑥社会還元能力を付加し、大学院博士後期課程を修了して学位取得後は、高度なスポーツ科学の研究能力を、データサイエンス及びデータマネジメントとリンクさせて、社会に貢献できる人材の育成を目指す。そのために、データサイエンス、データマネジメントに関わる「スポーツ科学研究理論」「スポーツ科学研究法A」「スポーツ科学研究法B」を開講し、研究能力のみならずそれらを社会へ還元する能力を身に付けることを目指す。

以上の内容に加え、既設の体育学研究科修士課程と博士課程後期の連動性をより明確にし、修士課程からの高度化を示すため、次の項目において説明する。

#### 【修士課程との関連とその高度化】

修士課程と博士課程後期のカリキュラムの関連性と高度化を明確にするために、関連図(資料10：「現行修士課程と博士課程後期の関連図」)を示し、次の通り説明する。

修士課程のカリキュラムにおいては、

- ①共通科目で学ぶ「幅広く物事をとらえる視点、研究に必要な力」
- ②「スポーツ文化社会科学領域」「スポーツ医科学領域」「実践スポーツ科学領域」の3つの科目区分から深化させた専門性
- ③ゼミナール科目「体育学研究」を通じて身につけた自ら課題に取り組み、修士論文を作成した成し遂げる力

に加えて、博士課程においてデータサイエンス及びデータマネジメントをベースとして、高度な体育・スポーツ科学の研究能力を社会に還元できるように、より高度化していく。

博士課程のカリキュラムにおいては、

- ④共通科目において、自らの研究を社会に還元していくために必要な技術(データサイエンス及びデータマネジメント)と倫理観・使命感を身に付けるとともに、「博士論文の作成と成果の社会への還元を目指し、専門性を高めていく」ことに加え、「本研究科を構成する3領域のみならず、社会を構成する各分野へ広がる視点の育成を図っていく」ために必要な基礎的な力を養う。
- ⑤専門科目において、専門性のみならず、本研究科の3領域に加え他分野との交

流を通じて幅広い知識と考え方の融合を図る。

⑥特別研究において、正しい倫理観・独創性・創造性の獲得をもって博士論文の作成とその成果を社会に還元していく。

以上、①～⑥の関連性により、修士課程から博士課程後期へ連動し、高度化する教育課程となっている。

## ⑧ 入学者選抜の概要

### 1) 入学者受け入れの基本方針

【入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）】

本学の「建学の精神」と、体育学研究科博士課程後期の教育・研究上の目的及び養成する人材像を理解し、自ら学ぶ意欲を持ち、十分な専門分野の基礎学力を有した者を広く受け入れる。

### 求める学生像

体育学研究科博士課程後期で定めている学位授与のために求められている能力を身に付けることのできることを期待でき、基礎学力が十分にある人材。

### 入学者にもとめる力（知識・技能・能力）

- 1) 体育・スポーツ科学領域の専門的な学修をするために必要な修士課程レベルの十分な基礎学力がある者
- 2) 当該分野における極めて高度な知識・技能を有し、独創性・創造性に富んだテーマを持って研究を遂行する意欲のある者
- 3) 研究により得られた知見や技術、及びその過程で得られた能力を社会へ還元する意欲のある者
- 4) 体育・スポーツ科学領域の専門分野の情報・知識を得るために必要な英語の語学力を有している者

### 2) 出願資格

出願資格を有する者は、学校教育法第 102 条第 1 項ただし書きの規定により、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位を有する者
- (3) 学校教育法施行規則第 156 条の規定により修士の学位を有する者若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者のうち、次の各号のひとつに該当する者
  - イ 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - ロ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - ハ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学



校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- ニ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ホ 外国の学校、上記への指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- ヘ 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- ト 本学大学院が個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者

### 3) 入学試験の実施方法・審査の概要と判定

本研究科修士課程のみならず他大学大学院修士課程の修了見込み及び修了者等の受験を想定する一般入学試験、企業の研究者等で社会での経験・実績を有している者の受験を想定する社会人特別入学試験を実施する。

博士課程後期大学院生の前提となる知識、能力等が十分に備わっていることを入学試験で確認するため、各入学試験に応じて、書面審査、筆記試験、口述試験を行う。

#### (1) 一般入学試験

- ①書面審査（修士論文等）
- ②筆記試験（英語）
- ③口述試験（志望する体育・スポーツ科学領域の専門分野、入学後の研究計画等について）

#### (2) 社会人特別入学試験

- ①書面審査（研究業績、入学後の研究計画書等）
- ②口述試験（英語の語学力、志望する体育・スポーツ科学領域の専門分野、これまでの研究業績、入学後の研究計画等について）

試験結果を体育学研究科で総合的に評価し、学長を委員長とする大学院入試判定委員会で可否の判定を決定する。

## ⑨ 管理運営

### 1) 大学院全体の運営

本学には大学院運営委員会が設置されており、大学院運営に関する基本的な重要事項、大学院の各研究科専攻に関する重要事項等を審議する。体育学研究科の管理運営に関しても、該当する事項について大学院運営委員会において審議され、決定される。大学院運営委員会は原則として月1回開催される。

## 2) 研究科の運営

体育学研究科長を中心に、体育学研究科の研究指導教員並びに研究指導補助教員を構成員とする体育学研究科教授会が設置されており、大学院生の教育・研究、大学院生の指導に関する事項、学位論文審査に関する事項、教員の資格審査に関する事項をはじめとする教学管理・運営上のすべての事項が審議され、大学院運営委員会で決定されるべき事項を除いて決議される。個別の議案は、研究科教務委員会等の専門委員会に付託するが、その最終審議と決定は、研究科教授会で行われる。研究科教授会は原則として月1回開催される。

## 3) 専攻の運営

体育学専攻には専攻長と教務委員を置き、教務委員の補佐のもと、専攻長を議長として体育学専攻運営会議を設置する。専攻運営会議は、体育学専攻の教育研究体制、大学院生の教育・研究、大学院生指導、教員の研究教育の状況等、教学上のあらゆる事項について検討するとともに、体育学研究科教授会、大学院運営委員会の諸決定を専攻として実施する体制を協議する。専攻運営会議は必要に応じて開催する。

## 4) 事務組織

大学院生の学修・研究、キャンパス生活、並びに就職活動、教員の教育・研究等の支援、及び体育学研究科教授会、各種委員会、入学試験、就職支援、教職員・大学院生の健康管理等の各種管理運営業務の実施にあたっては、湘南校舎の全研究科・学部を対象に置かれている学部支援課、教務課、学生課、事務課、中央図書館、湘南健康推進室等が、それぞれの業務を担当する。

## ⑩ 自己点検・評価

東海大学は、学長の諮問機関として東海大学評価委員会が設置され、大学の自己点検・評価を行いながら、その結果に基づいて、各種教学改革の提言を行ってきている。大学院各研究科には、研究科長の諮問機関として、大学院研究科評価委員会が設置されており、ここで自己点検・評価を行うことになる。

東海大学で実施している自己点検・評価活動は、大別して1) 機関点検・評価と2) 教員個人の総合的業績評価の2種類に分けることができる。

### 1) 機関点検・評価

機関点検・評価は、学部・研究科を単位として、各教育機関が、東海大学全体の中期目標・計画に沿って、学部・研究科の中期目標・計画を立て、事業計画書の作成を行っている。

この事業計画書記載項目の達成度や問題点について、各学部・研究科が毎年度末に自己点検・評価後にヒアリングを行い調整することで、次年度の目標設定につながる取組みを行っている。

## 2) 教員個人の総合的業績評価

本学では、教員個人が、その活動状況についてWebを利用して登録することが定められており、登録された活動状況について、総合的業績評価システムによって評価を行う。主たる評価項目は、①研究活動、②教育活動、③学内外活動の3項目である。

研究活動については論文・著書の執筆、学会等発表状況を、教育活動については学部における教育活動、学内外活動については各種の学内運営業務の担当状況、学外における学会活動、審議会等学外の委員受託、地域貢献活動等が評価対象となる。これらは、教員の所属学部で毎年総合評価を受ける。

大学院の研究指導教員については、これらの評価項目に加え、研究内容や研究状況等に基づき、3年に1度、研究指導教員資格再審査を受けることになっており、一定の水準に達しなければ、研究指導教員資格を喪失する。

## 3) 認証評価及び大学全体の自己点検・評価

東海大学は、学部・大学院について、平成29(2017)年度に財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、「適合」の判定を得た。次回の認証評価は、令和6(2024)年度が予定されている。

東海大学は、大学の自己・点検評価について、認証評価とともに、1)及び2)等を取り入れながら毎年度実施しており、その報告を「教育研究年報」に掲載し、公表している。

## ⑪ 情報の公表

本学は、学校教育法第113条及び学校教育法施行規則第172条の2に基づき、以下の通り、各学部及び大学院各研究科における教育研究活動等の状況について、本学のオフィシャルサイトにより、広く社会に向けて開示している。

### ア 大学の教育研究上の目的に関すること

本学では、大学院、学部における教育研究上の目的を、それぞれ各学則に定めており、オフィシャルサイトの<大学概要>において、「学則」の条文中の別表として公表している。

【オフィシャルサイト】<http://www.u-tokai.ac.jp>

「教育研究上の目的」：トップ>大学案内>学則

### イ 教育研究上の基本組織に関すること

本学の教育研究上の基本組織については、オフィシャルサイト<大学案内><東海大学について>において、「教育・研究組織」として、各事務部門の組織名称と併せて学部及び研究科の名称を公表している。なお、学部・学科及び研究科・専攻の名称については、オフィシャルサイトの<学部・大学院>において公表している。

【オフィシャルサイト】 [http:// www.u-tokai.ac.jp](http://www.u-tokai.ac.jp)

「教育・研究組織」の名称

トップ>大学案内>東海大学について>教育・研究組織

「学部・学科」の名称

トップ>学部・大学院>学部・学科・専攻・課程のご紹介

「研究科・専攻」の名称

トップ>学部・大学院>大学院のご紹介

ウ 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

本学においては、昭和59年度より、年度ごとの教育研究活動の客観的事実を広く社会に報告することを目的に「東海大学教育研究年報」を年1回編集・発行しており、その中で教員組織に関する情報も公表してきている。教育研究年報がオフィシャルサイトトップページの<取り組み><教育研究活動>において、「教育研究年報」として閲覧できるようになっており、専任教員数及び専任教員の年齢構成については、オフィシャルサイトトップページの<大学案内><東海大学について>において、「教職員数」として公表している。

また、各教員が有する学位及び業績に関する情報については、オフィシャルサイトトップページの<学部・大学院>のページにおいて、各学部・学科及び研究科・専攻のトップページの「教員紹介」として公表している。なお、各教員の研究活動情報については、オフィシャルサイトトップページの<研究・産官学連携>において、「研究活動・ライセンス検索（教員研究活動情報の検索）」から検索ができるようになっている。

【オフィシャルサイト】 <http://www.u-tokai.ac.jp>

「教員組織等」

トップ>取り組み>教育研究活動>教育研究年報

「教職員数、教員年齢構成」

トップ>大学案内>東海大学について>教職員数

「教員が有する学位及び業績」

トップ>学部・大学院>学部・学科・専攻・課程のご紹介、大学院のご紹介  
>各学部・学科（各研究科・専攻） トップ>教員紹介

「教員研究活動情報」

トップ>研究・産官学連携>研究活動・ライセンス検索>教員研究活動情報の検索

エ 入学者に関する受入方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

入学者に関する受入方針については、オフィシャルサイトトップページの<大学案内><教育研究上の目的及び養成する人材、3つのポリシー>に「アドミッション・ポリシー」として掲載している。入学者の数、収容定員及び在学する

学生の数については、オフィシャルサイトトップページの<大学案内><東海大学について>において、「学生数」として公表している。また、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況については、オフィシャルサイトトップページの<キャリア・就職>において、「各種データ」として公表している。

また、本学では、「就職指導も教育の一環」という理念に基づいて、全学的な就職支援体制を構築している。

【オフィシャルサイト】 <http://www.u-tokai.ac.jp>

「入学者に関する受入方針」

トップ>大学案内>教育研究上の目的及び養成する人材、3つのポリシー

「入学者の数、収容定員及び在学する学生の数」

トップ>大学案内>東海大学について>学生数

「卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況」

トップ>キャリア・就職>各種データ

#### オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

本学では、授業の概要情報と、授業の基本・詳細情報を合わせてシラバスと称し、シラバスデータベースシステムは、授業内容や授業計画を網羅したシステムとなっている。学生の授業選択を強力にサポートする豊富な検索機能と、学習を進める上で有効となる最新の情報を提供しており、オフィシャルサイトトップページの<学部・学科>及び<大学院>の各学部・研究科のトップページにおいて「シラバス」として公表している。

【オフィシャルサイト】 <http://www.u-tokai.ac.jp>

「学部」のシラバス

トップ>学部・大学院>学部・学科・専攻・課程のご紹介>各学部・学科トップ>シラバス

「大学院」のシラバス

トップ>学部・大学院>大学院のご紹介>各研究科・専攻トップ>シラバス

#### カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

学修の成果に係る評価等、大学設置基準等において、学生に明示することとされている事項については、オフィシャルサイトトップページの<学部・大学院>のページにおいて、各学部・学科及び研究科・専攻のトップページの「カリキュラム」として公表している。

【オフィシャルサイト】 <http://www.u-tokai.ac.jp>

「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準(学部・学科)」

トップ>学部・大学院>学部・学科・専攻・課程のご紹介>各学部・学科トップ>カリキュラム

「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（研究科・専攻）」

トップ>学部・大学院>大学院のご紹介>各研究科・専攻トップ>カリキュラム

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

校地・校舎等の施設等については、オフィシャルサイトトップページにおいて、「各キャンパス」として、その概要をキャンパスごとに公表している。

【オフィシャルサイト】<http://www.u-tokai.ac.jp>

「学生の教育研究環境等」：トップ>各キャンパス

ク 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料等については、オフィシャルサイトトップページの<大学案内>において、「学部学科学費」及び「大学院学費」として公表している。

【オフィシャルサイト】<http://www.u-tokai.ac.jp>

「授業料、入学料その他の大学が徴収する費用」

トップ>大学案内>学部学科学費、大学院学費

ケ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

大学が行う学生の各種支援に関することについては、オフィシャルサイトトップページの<学生生活>及び<キャリア・就職>において、それぞれ公表している。また、教育支援センターでは、東海大学が進めている教育改革を推進するために、すべての学生の目線に立ち、全学の組織的な教育改善計画（Faculty Development）を開発し、教育の質と教育力の向上を支援しており、大学のオフィシャルサイトとは別に教育支援センターサイトを開設し、その取り組みを公表している。

さらに、健康推進センターでは、病気の早期発見や健康の保持増進に努め、学生及び教職員が心身ともに健康で快適なキャンパスライフを送れるようサポートし、オフィシャルサイトでその取り組みを公表している。

【オフィシャルサイト】<http://www.u-tokai.ac.jp>

「修学支援」：トップ>学生生活>教育サポート、学生生活サポート

「進路選択支援」：トップ>キャリア・就職

「心身の健康等に係る支援」：トップ>大学案内>組織紹介>健康推進センター

【教育支援センターサイト】<http://jpn.esc.u-tokai.ac.jp>

【健康推進センターサイト】<http://www.tsc.u-tokai.ac.jp/pubhome/hokenc>

コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報，学則等各種規程，設置認可申請書，設置届出書，設置計画履行状況等報告書，自己点検・評価報告書，認定評価の結果 等）

本学における「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」、「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）」、「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」については、オフィシャルサイトトップページの〈大学案内〉において、「教育研究上の目的及び養成する人材、3つのポリシー」として掲載している。

学則については、オフィシャルサイトトップページの〈大学案内〉において、「学則」として、東海大学大学院学則、東海大学学則を、それぞれ掲載している。

設置認可申請書・設置届出書及び設置計画履行状況報告書については、オフィシャルサイトトップページの〈情報の公表〉において掲載している。

本学における自己点検評価活動、及び平成29年度に受審した第三者評価の結果については、オフィシャルサイトトップページの〈取り組み〉〈教育研究活動〉において、「自己点検評価」として掲載している。

【オフィシャルサイト】 <http://www.u-tokai.ac.jp>

「アドミッション・カリキュラム・アカデミックポリシー」

トップ>大学案内>教育研究上の目的及び養成する人材、3つのポリシー  
「学則」

トップ>大学案内>学則

「設置認可申請書・設置届出書及び設置計画履行状況報告書」

トップ>情報の公開

「自己点検評価活動、第三者評価の結果」

トップ>取り組み>教育研究活動>自己点検評価

## ⑫ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

### 1) 大学としての取組

東海大学は、組織的・継続的なFD活動を推進する部署として、東海大学教育支援センターを設置している。

教育支援センターでは、各年度に複数回、教育活動の活性化を図ることを目的に、学外から講師を招き、全学共通の内容を盛り込んだ「FD・SD研修会」を開催している。この研修会において、教員だけでなく、事務職員や技術職員等の大学職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な研修を実施している。

### 2) 本研究科としての取組

体育学研究科FD委員会において、博士課程前期及び博士課程後期におけるFD活動を計画・実施するが、博士課程のFD活動は学士課程のFD活動と密接に関連することから、体育学部のFD活動とも様々な面で情報を共有して活動を展開する。現在計画している取り組みは以下の通りである。

#### (1) 一般公開講座

人文科学系と自然科学系それぞれにおける、健康・スポーツに関連する分野で

活躍する研究者等を招き、体育学研究科・体育学部の教員、大学院生、学部生、教職員、その他広く学外一般からの参加を得て実施する「健康・スポーツ科学セミナー」を開催しており、2019年度の内容は次の通りである。

- 第1回 学外の大学教員を講師とし、「環境デザインー身体不活動と生活習慣病との関連ー」をテーマに講演
- 第2回 学外の大学教員を講師とし、「スポーツがもたらす無形の価値の『見える化』」をテーマに講演
- 第3回 日本IBMの事業本部SPORTSプロデューサーを講師とし、IBMのスポーツ事業の紹介と新しいスポーツビジネスサービスの考案を試みるワークショップを開催
- 第4回 「身体活動・不活動と脳機能」「脳機能に対する運動と栄養の相互作用」を専門とする学外の大学教員を講師とし、研究の心構えと進め方、研究者としてのキャリアアップについて講演

博士課程後期開設後もこのセミナーを開催し、内容を充実させることにより、体育学研究科が専門とする体育・スポーツ科学領域だけでなく、他分野の研究・活動内容に触れ、体育学研究科及び体育学部のFD活動として、教育研究活動の推進につなげる。

## (2) 授業公開・参観

教育効果を高めるため、体育学研究科では全ての科目について授業公開を原則とし、授業参観をFD活動のひとつとして推奨している。とくに、修士課程の研究科指導教員によるオムニバス方式の科目「体育学研究総論」においては、授業公開・参観のみならず、授業の資料を相互に共有し、授業の申し送り事項を共有する活動を行い、授業改善や授業の充実につながっている。博士課程後期設置後は、博士課程後期の研究科指導教員によるオムニバス方式の科目「スポーツ科学研究理論」において同様の活動を実施する計画である。

以 上



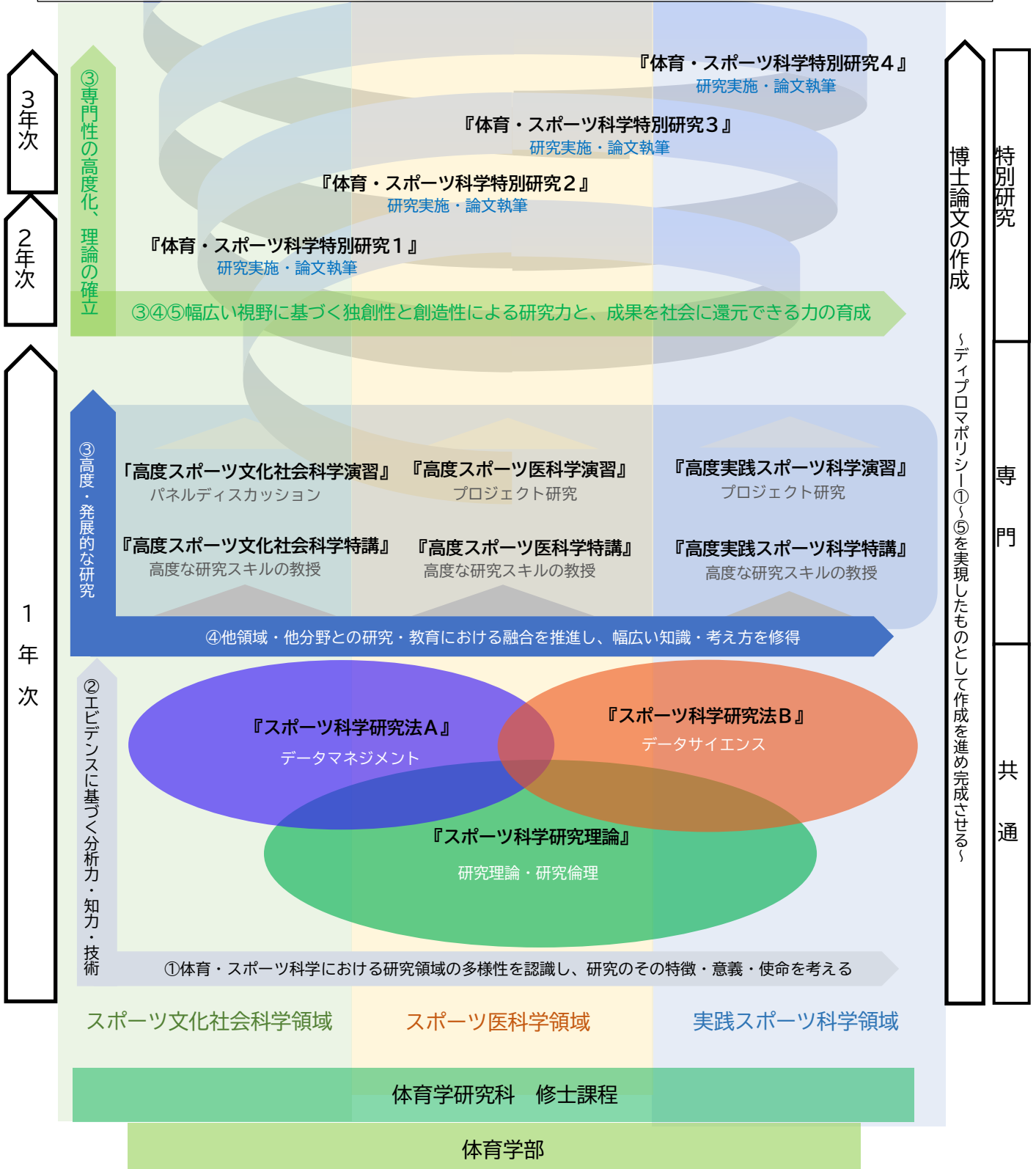
設置の趣旨等を記載した書類  
体育学研究科体育学専攻（博士課程後期）

【資料目次】

- 資料 1 東海大学大学院体育学研究科体育学専攻博士課程後期 カリキュラムマップ
- 資料 2 「学校法人東海大学教職員定年規程」
- 資料 3 履修モデル
- 資料 4 修了までのスケジュール表
- 資料 5 東海大学学位規程
- 資料 6 「東海大学「人を対象とする研究」に関する指針」  
「東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会規程」
- 資料 7 院生室室内の見取り図
- 資料 8 学術雑誌一覧
- 資料 9 体育学部と体育学研究科との関係図
- 資料 10 現行修士課程と博士課程後期の関連図

ディプロマポリシー

- ① 体育・スポーツ科学における研究領域の多様性を認識し、研究の特徴・意義・使命を考えることのできる人材
- ② エビデンスに基づく分析力・知力・技術を有し、自ら研究課題を見つけ、取り組むことができる人材
- ③ 高度な専門知識と技能を持ち、独創性と創造性に富んだ研究力を身に付けた人材
- ④ 他領域・他分野との研究・教育における融合を推進し、幅広い知識・考え方を修得している人材
- ⑤ 研究により得られた知見や技術、そして経験を社会に還元していくことができる人材



○学校法人東海大学教職員定年規程

(制定 昭和28年6月1日)

改訂 昭和43年4月1日 昭和63年4月1日  
 1991年6月17日 1994年4月1日  
 2000年4月1日 2003年4月1日  
 2004年4月1日 2006年4月1日  
 2007年4月1日 2011年4月1日  
 2012年4月1日 2013年4月1日  
 2017年4月1日

第1条 学校法人東海大学に勤務する専任の教職員の定年は、次のとおりとする。

教員

職種	区分	身分	資格	定年齢
教員	大学院・大学 短大・研究所等		教授	65
			准教授・講師・ 助教・助手	62
	高等学校・中等部 小学校・幼稚園	教諭・養護教諭 司書教諭	上級職1種・2種	65
			中級職1種・2種	62
			一般職1種	62
		助教諭	一般職2種	60
	2004年4月1日以後の採用者	教諭・養護教諭 司書教諭	一般職1種	60

職能資格制度を適用する職員

職種	区分	身分	資格	定年齢
職員	事務		参与・副参与 参事・副参事	65
			主事・副主事	62
			主査・職員一級 職員二級	60
	技術		主席技師・主任技師 技師	65
			技師補・上級技術員	62
			一級技術員・技術員 初級技術員	60
	看護		1等級～4等級	65
			5等級～7等級	62
			8等級以下	60

	保健	主席保健技術員・副主席保健技術員・主任保健技術員	65
		上級保健技術員一・上級保健技術員二	62
		中級保健技術員・保健技術員・初級保健技術員	60

職能資格制度を適用しない職員

職種	区分	身分	資格	定年齢		
職員	船舶		船長・機関長	65		
			一等航海士，一等機関士，通信長，事務長，次席一等航海士，次席一等機関士，二等航海士，二等機関士，次席二等航海士，次席二等機関士，三等航海士，三等機関士，次席三等航海士，次席三等機関士，小型舟艇船長，小型舟艇機関長，小型舟艇甲板長，甲板長，操機長，司厨長	62		
			操舵手，操機手，調理手，甲板員，機関員，司厨員	60		
			その他		課長職以上の管理職	65
					上記以外の役職	62
					上記以外の職員	60

第2条 定年による退職は、定年に達した日の属する年度末日とする。

第3条 定年令の計算は、「年令計算ニ関スル法律」及び「民法」第143条による。ただし、2000年3月31日までに採用された教職員についてはこれを適用しない。

第4条 教育上又は経営上必要と認められた者については、第1条の規定を適用しない。

第5条 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により定年退職後に継続雇用する場合は、「学校法人東海大学大学・短大非常勤教員規程」、「学校法人東海大学初等中等教育機関非常勤講師規程」及び「学校法人東海大学臨時職員規程」を適用する。なお、継続雇用における条件については、「学校法人東海大学高齢者継続雇用運用細則」による。

付 則

- 1 この規程は、昭和28年6月1日から施行する。
- 2 この規程の施行にあたって必要な細則については、別に定める。

付 則 (2017年4月1日)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

## 履修モデル

### 【目指す人材像】

体育・スポーツ系の大学の教員（スポーツ文化社会科学系 研究者）を目指す。

### 【研究分野】 スポーツ文化社会科学

	共通・専門科目 (8単位)	特別研究科目 (8単位)	各学期の学修内容
1年次 前期	「スポーツ科学研究理論」 (2単位) 「高度スポーツ文化社会科学特講」 (2単位)		スポーツ科学の各分野・領域の研究手法論・研究成果の概要を学ぶ。また、スポーツ文化社会科学の最前線の議論や知見に触れ、学識と思考力を拡充し創造性を養う。
1年次 後期	「スポーツ科学研究法A」 (2単位) 「高度スポーツ文化社会科学演習」 (2単位)		スポーツ科学において得られたデータに関して、得られた知見を組織的運営に活かすこと、及び継続的にデータを得るためのアプローチを学ぶ。また、人文社会科学的アプローチによって問題解決能力の拡充をはかるとともに、これを通して研究を独創的に遂行する能力を高める。
2年次 前期		「体育・スポーツ科学特別研究1」 (2単位)	担当指導教員のもと、自身の研究分野に関連する研究テーマの可能性について考究する。
2年次 後期		「体育・スポーツ科学特別研究2」 (2単位)	特別研究1でまとめた研究計画をより具体化し、資料収集の手順とその整理の仕方を学び、自身の研究を進めていく。
3年次 前期		「体育・スポーツ科学特別研究3」 (2単位)	特別研究2でまとめた研究成果をもとに、博士論文の作成を進める。研究情報交換会（博士論文作成中間発表会）でこれまでの成果に関して、中間報告を行い、博士論文作成に関わる知見を得て、さらに質の高い研究にするための検討を行う。
3年次 後期		「体育・スポーツ科学特別研究4」 (2単位)	博士論文の構成と各章の執筆、推敲に関する指導を受け、論文を完成させる。研究情報交換会（博士論文完成発表会）で博士論文の発表を行う。

**【目指す人材像】**

企業の研究所における研究員（スポーツ医科学系 研究者）を目指す。

**【研究分野】 スポーツ医科学**

	共通・専門科目 (8単位)	特別研究科目 (8単位)	各学期の学修内容
1年次 前期	「スポーツ科学研究理論」 (2単位) 「高度スポーツ医科学特 講」(2単位)		スポーツ科学の各分野・領域の研究方 法論・研究成果の概要を学ぶ。また、 スポーツ医科学における最前線の解析 方法や研究事例に触れ、研究を独創的 かつ創造的に遂行する能力を育成す る。
1年次 後期	「スポーツ科学研究法B」 (2単位) 「高度スポーツ医科学演 習」(2単位)		体育・スポーツ科学において得られた データに関して、新たな科学的及び社 会に有益な知見を引き出そうとするア プローチを学ぶ。また、自然科学的ア プローチの手法によるスポーツ科学実 験研究のプロセス（計画→測定→処理 →論議）を演習として学ぶ。
2年次 前期		「体育・スポーツ科学特別 研究1」(2単位)	担当指導教員のもと、自身の研究分野 に関連する研究テーマの可能性につい て考究する。
2年次 後期		「体育・スポーツ科学特別 研究2」(2単位)	特別研究1でまとめた研究計画をより 具体化し、実験方法のスキルを高め、 資料収集の手順とその整理の仕方を学 び、自身の研究を進めていく。
3年次 前期		「体育・スポーツ科学特別 研究3」(2単位)	特別研究2でまとめた研究成果をもと に、博士論文の作成を進める。研究情 報交換会（博士論文作成中間発表会） でこれまでの成果に関して、中間報告 を行い、博士論文作成に関わる知見を 得て、さらに質の高い研究にするため の検討を行う。
3年次 後期		「体育・スポーツ科学特別 研究4」(2単位)	博士論文の構成と各章の執筆、推敲に 関する指導を受け、論文を完成させる。 研究情報交換会（博士論文完成発表会） で博士論文の発表を行う。

### 【目指す人材像】

健康運動系事業団の研究者、スポーツアナリストやスポーツ・アドミニストレーター（実践スポーツ科学系 研究者専門職）を目指す。

### 【研究分野】 実践スポーツ科学

	共通・専門科目 (8単位)	特別研究科目 (8単位)	各学期の学修内容
1年次 前期	「スポーツ科学研究理論」 (2単位) 「高度実践スポーツ科学 特講」 (2単位)		スポーツ科学の各分野・領域の研究 方法論・研究成果の概要を学ぶ。また、 実践スポーツ科学の最新の研究動向や ビジネスへの応用を解説し、現代社 会・国民に役立つ研究を遂行できる能 力とマネジメント力を駆使した創造性 を育成する。
1年次 後期	「スポーツ科学研究法A」 (2単位) 「高度実践スポーツ科学 演習」 (2単位)		スポーツ科学において得られたデー タに関して、得られた知見を組織的運 営に活かすこと、及び継続的にデー タを得るためのアプローチを学ぶ。また、 スポーツや運動、身体活動が、現代社 会において貢献しうる研究テーマや研 究デザインを、具体的に考案する能力 を養う。
2年次 前期		「体育・スポーツ科学特別 研究1」 (2単位)	担当指導教員のもと、自身の研究分野 に関連する研究テーマの可能性につい て考究する。
2年次 後期		「体育・スポーツ科学特別 研究2」 (2単位)	特別研究1でまとめた研究計画をより 具体化し、実験方法のスキルを高め、 資料収集の手順とその整理の仕方を学 び、自身の研究を進めていく。
3年次 前期		「体育・スポーツ科学特別 研究3」 (2単位)	特別研究2でまとめた研究成果をもと に、博士論文の作成を進める。研究情 報交換会（博士論文作成中間発表会） でこれまでの成果に関して、中間報告 を行い、博士論文作成に関わる知見を 得て、さらに質の高い研究にするため の検討を行う。
3年次 後期		「体育・スポーツ科学特別 研究4」 (2単位)	博士論文の構成と各章の執筆、推敲に 関する指導を受け、論文を完成させる。 研究情報交換会（博士論文完成発表会） で博士論文の発表を行う。

## 修了までのスケジュール表

		大学院生	研究指導教員	研究科運営委員会・審査委員会など	
1年次 前期	4月	科学共 目研通 「究科 特理目 講論」 「ス の及ポ 履び 修専ツ 門科	・研究指導教員を決定する。 ・「履修計画書」を提出する。	・全体オリエンテーションの実施 ・ガイダンスの実施	
	5月		・共通科目及び専門科目の履修を通じて、研究課題の焦点化を行い研究テーマを設定する。		
	6月			・研究課題の焦点化と研究テーマの設定に関する指導を行う。	
	7月				
	8月				
9月					
1年次 後期	10月	修科たツ共 目は科通 「B学科 演習」 「研究目 及び法 び法A の専Aポ 履門ま		・全体オリエンテーションの実施	
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
2年次 前期	4月	「体育・ スポーツ 科学特別 研究1」 の履修	・設定した研究テーマに基づいて「研究計画書」を提出する。 ・研究情報交換会（プロポーザル発表会）に向けた準備を行う。	・「研究計画書」の作成指導を行う。 ・研究情報交換会（プロポーザル発表会）に向けた指導を行う。	・全体オリエンテーションの実施
	5月				
	6月				
	7月		・研究情報交換会（プロポーザル発表会）で発表する。	・研究情報交換会（プロポーザル発表会）での発表内容の指導及び評価を行う。	・研究情報交換会（プロポーザル発表会）を実施する。
	8月		・必要に応じて、研究倫理の審査申請を行う。	・研究倫理について指導する。	・「東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会」は、申請を受けて研究倫理の審査を行う。
9月					



		大学院生	研究指導教員	研究科運営委員会・審査委員会など	
2年次後期	10月	「体育・スポーツ科学特別研究2」の履修		・「研究計画書」の進捗状況の確認及び指導を行う。	・全体オリエンテーションの実施
	11月				
	12月		・研究情報交換会（博士論文作成計画発表会）に向けた準備を行う。	・研究方法に関する指導及び研究情報交換会（博士論文作成計画発表会）に向けた指導を行う。	
	1月		・研究情報交換会（博士論文作成計画発表会）で発表する。 【博士論文完成度50%】	・研究情報交換会（博士論文作成計画発表会）での発表内容の指導及び評価を行う。	・研究情報交換会（博士論文作成計画発表会）を実施する。
	2月				
	3月		・学会発表や学会誌（査読有り）への投稿等を行う。	・学会発表や学会誌（査読有り）への投稿等に向けた指導を行う。	
3年次前期	4月	「体育・スポーツ科学特別研究3」の履修		・「研究計画書」の進捗状況の確認及び指導を行う。	・全体オリエンテーションの実施
	5月				
	6月		・研究情報交換会（博士論文作成中間発表会）に向けた準備を行う。	・研究情報交換会（博士論文作成中間発表会）に向けた指導を行う。	
	7月		・研究情報交換会（博士論文作成中間発表会）で発表する。 【博士論文完成度70%】	・研究情報交換会（博士論文作成中間発表会）での発表内容の指導及び評価を行う。	・研究情報交換会（博士論文作成中間発表会）を実施する。
	8月				
	9月				

		大学院生	研究指導教員	研究科運営委員会・審査委員会など	
3年次後期	10月	「体育・スポーツ科学特別研究4」の履修		・博士論文の構成と各章の執筆、推敲に関する指導を行う。	・全体オリエンテーションの実施
	11月				
	12月		・博士論文を提出する。 【博士論文完成度100%】 ・研究情報交換会（博士論文完成発表会）に向けた準備を行う。	・研究情報交換会（博士論文完成発表会）に向けた指導を行う。	・博士論文の提出を受け、審査委員会を設置する。
	1月		・研究情報交換会（博士論文完成発表会）で発表する。 ・審査委員会の博士論文審査及び最終試験を受ける。	・研究情報交換会（博士論文完成発表会）での発表内容の指導及び評価を行う。	・研究情報交換会（博士論文完成発表会）を実施する。 ・審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験を実施する。
	2月				・審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験の結果を体育学研究科教授会へ報告し、教授会は報告を踏まえて学位授与の可否を審議する。その審議結果を学長に報告する。
	3月				・学長は報告に基づき、大学院運営委員会の議を経て学位を授与するか否かを決定する。

○東海大学学位規程

(制定 昭和38年4月1日)

改訂	昭和40年4月1日	昭和41年4月1日
	昭和42年4月1日	昭和46年4月1日
	昭和50年4月1日	昭和51年4月1日
	昭和55年4月1日	昭和63年1月1日
	1989年1月8日	1991年9月1日
	1993年4月1日	1994年4月1日
	1997年4月1日	2000年4月1日
	2001年4月1日	2004年4月1日
	2005年4月1日	2007年4月1日
	2008年4月1日	2010年4月1日
	2012年4月1日	2013年4月1日
	2015年4月1日	2017年4月1日
	2018年10月1日	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき東海大学（以下「本学」という。）において授与する学位，論文審査の方法，試験及び学力の確認の方法等に関し，必要な事項について定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位の種類は、東海大学学則第25条及び東海大学大学院学則第23条に定めるものとする。

第3条 学士の学位は、本学学部学科を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院学則第19条の規定により、修士課程又は博士課程前期を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、本学大学院学則第20条，第20条の2の規定により、博士課程又は博士課程後期を修了した者に授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位を申請した者については、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に博士の学位を授与する。

第3章 学位の申請及び審査

(学位の申請)

第6条 第5条第1項の規定により、博士の学位を申請する者は、学位申請書，履歴書，論文目録，論文の内容の要旨，確認書を添え、学位の種類を指定して、学位論文2通を研究科長を通じて学長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の規定により、博士の学位を申請する者は、学位申請書、履歴書、論文目録、論文の内容の要旨、確認書、論文審査料を添え、学位の種類を指定して、学位論文2通を研究科長を通じて学長に提出しなければならない。

3 審査のため必要あるときは、学位論文の訳文、模型又は標本などの材料を提出させることができる。なお、学位論文には、参考として他の論文を添付することができる。

(学位論文の受理)

第7条 前条の学位論文の受理は、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

2 いったん受理した学位論文及び論文審査料は返還しない。

(審査委員の指名)

第8条 前条の規定により学位論文を受理したときは、学長は大学院運営委員会の議を経て、その論文を審査すべき委員を指名する。

2 学位論文の審査にあたって大学院運営委員会が必要と認めるときは、学長は他の大学院又は研究所等の教員等を前項の委員の中に含めることができる。

(審査委員会)

第9条 前条により指名された委員は、審査委員会を構成し、主査を選出する。

2 前項の審査委員会は、学位論文に関連ある科目の担当教員2名以上を含め、総計5名以上で構成しなければならない。

第10条 審査委員会は、第5条第1項に定める学位申請者に対しては学位論文の審査及び最終試験、同条第2項に定める学位申請者に対しては学位論文の審査及び学力の確認を行う。

2 最終試験は学位論文を中心として、これに関連する学科目について行う。

3 学力の確認は、口頭試問及び筆答試問により、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。ただし、筆答試問の実施については審査委員会で協議の上免除することができる。

また、外国語については1種類を課する。ただし、審査委員会が必要と認める場合は、さらに1種類を課することができる。

4 審査委員会は、前項本文の規定にかかわらず、学位の授与を申請する者の経歴及び提出された学位論文以外の業績を審査して、学力確認の全部又は一部に大学院運営委員会の承認を得て代えることができる。

第11条 受理した学位論文に対する審査は、大学院運営委員会で審査委員が承認された日から、可及的速やかにその論文の審査、試験又は学力の確認を開始し、最大限1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときには、研究科教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

第12条 審査委員会は、学位論文の審査、試験又は学力の確認を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、研究科教授会で報告しなければならない。

2 審査委員会は、学位論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験又は学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員会は、前項の規定にかかわらず、試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科教授会)

第13条 研究科教授会は前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議する。

2 前項の審議には、委員会委員の3分の2以上の出席を必要とする。

3 審議の結果、学位を授与できる者と判定するためには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

第14条 前条の審議を終了したとき研究科長は、学位論文とともに、論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を文書で学長に報告しなければならない。

(学位授与及び通知)

第15条 学長は前条の報告に基づき、大学院運営委員会の議を経て学位を授与するか否かを決定し、総長に報告する。総長は、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

第4章 学位論文の公表

(論文の内容の要旨等の公表)

第16条 本学は、第5条第1項及び第2項の規定により博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、その論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第17条 第5条第1項及び第2項の規定により博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 第1項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院運営委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。なお、やむを得ない事由とは、次の各号に該当する場合とする。また、「やむを得ない事由」が無くなった場合には、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。

(1) 学位論文が立体形状による表現を含む場合

(2) 著作権保護、個人情報保護、守秘義務等の理由による場合

(3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載の場合

(4) 特許の申請に関する場合

(5) その他、大学院運営委員長が認めた場合

3 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、本学機関リポジトリの利用により行うものとする。

4 第1項、第2項及び第3項の規定により学位論文を公表するときには、「東海大学審査学位論文」と明記しなければならない。

(学位授与の報告)

第18条 総長は、第5条第1項及び第2項の規定により博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位の取消し)

第19条 本学において修士又は博士の学位を授与された者に次の各号の事実があったときは、当該研究科教授会の議を経て、学長は、学位を取り消し、総長に報告する。総長は、学位記を返納させ、かつその旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法によって学位の授与を受けたとき。
- (2) 名誉を汚す行為があったとき。

2 研究科教授会において前項の議決を行うときは、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位の名称)

第20条 学位記を授与された者は、学位の名称を用いるときには、授与された学位に(東海大学)と付記するものとする。

#### 第5章 その他

(学位申請関係書類の様式)

第21条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別表I(学位記:学部を卒業した場合)、別表II(学位記:大学院の修士課程を修了した場合)、別表III(学位記:大学院の博士課程を修了した場合)、別表IV(学位記:大学院の課程によらない場合)、別表V(学位申請書:学位規程第6条第1項による者)、別表VI(学位申請書:学位規程第6条第2項による者)、別表VII(履歴書)、別表VIII(論文目録)、別表IX(確認書:共著者)、別表X(確認書:団体等)、別表XI(英文確認書:共著者)、別表XII(英文確認書:団体等)のとおりとする。ただし、別表I~IVに関しては、和文及び英文の併用とする。

(論文審査料)

第22条 論文審査料については、別表XIIIのとおりとする。

(細則)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は、各学部及び各研究科で別に定めるものとする。

付 則

この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、2010年4月1日から施行する。
- 2 2009年度以前に入学した学生については、卒業又は修了するまで旧学位規程(2008年4月1日改訂)を適用する。
- 3 2010年度より本学に転学した学生については、この規程を適用する。

付 則

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 2011年度以前に本専門職大学院組込み技術研究科入学生については、修了するまで旧学位規程(2010年4月1日改訂)を適用する。

付 則(2013年4月1日)

- 1 この規程は、2013年4月1日から施行する。
- 2 この規程及び別表VIからXIVは、2013年4月1日以後に博士の学位を授与される者について適用する。

付 則(2017年4月1日)

東海大学学位規程(2150)

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 この規程及び別表VからXⅢは、2017年4月1日以後に博士の学位を授与される者について適用する。

付 則 (2018年10月1日)

- 1 この規程は、2018年10月1日から施行する。
- 2 この規程及び別表IからIVは、2018年10月1日以降に学部、修士及び博士の学位を授与される者について適用する。

別表 I

東海大学の学部を卒業した場合

		第	号
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"><p>東海大学の ロゴマーク</p></div>			
<p>学位記</p>			
学部		学科	
氏 名			
<p>東海大学において所定の課程を修め 本学を卒業したので 学士（ 学）の学位を授与する</p>			
（西暦） 年 月 日			
東海大学学長 東海大学総長		印 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"><p>東海大学 の 印</p></div>



学部

No.

東海大学の  
ロゴマーク

*By authority vested in the Chancellor  
by President [Name of the president],*

***Tokai University***

*has hereby conferred upon*

***[NAME]***

*the degree of*

***[Name of the degree]***

*[Name of the Course],*

*[Name of the department],*

*[Name of the school]*

*with all privileges and obligations on*

*this [day] of [month], [year]*

署名  
*Chancellor*

東海大学  
の  
印

別表Ⅱ

大学院の修士課程を修了した場合

- ・ 修士論文で修了した場合

		第	号
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"><p>東海大学の ロゴマーク</p></div>			
<p>学位記</p>			
研究科		専攻	
氏 名			
<p>東海大学大学院修士課程において所定の単位を修得し 学位論文の審査及び最終試験に合格したので 修士（ 学）の学位を授与する</p>			
（西暦） 年 月 日			
東海大学学長 東海大学総長		印 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"><p>東海大学 の 印</p></div>

大学院 Master  
(修士論文で修了)

東海大学の  
ロゴマーク

No.

*By authority vested in the Chancellor  
by President [Name of the president],  
in recognition of the satisfactory completion of the  
specified credits, thesis and final examination,*

***Tokai University***  
*has hereby conferred upon*

***[NAME]***  
*the degree of*

***[Name of the Master]***

*[Name of the Course],  
[Name of the Graduate School]  
with all privileges and obligations on  
this [day] of [month], [year].*

署名  
Chancellor

東海大学  
の  
印

- ・ 修士論文に代わる研究成果で修了した場合

第 号

東海大学の  
ロゴマーク

学位記

研究科 専攻

氏 名

東海大学大学院修士課程において所定の単位を  
修得し特定の課題についての研究成果の審査及び  
最終試験に合格したので  
修士（ 学）の学位を授与する

（西暦） 年 月 日

東海大学学長  
東海大学総長

印  
印

東海大学  
の  
印

大学院 Master

(修士論文に代わる研究  
成果で修了した場合)

No.

東海大学の  
ロゴマーク

*By authority vested in the Chancellor  
by President [Name of the president],  
in recognition of the satisfactory completion of the  
specified credits, research results and final examination,*

*TOKAI UNIVERSITY  
has hereby conferred upon*

**[NAME]**  
*the degree of*  
**[Name of the Master]**

*[Name of the Course],  
[Name of the Graduate School]  
with all privileges and obligations on  
this [day] of [month], [year].*

署名  
Chancellor

東海大学  
の  
印

別表Ⅲ

大学院の博士課程を修了した場合

- ・ 総合理工学研究科，地球環境科学研究科，生物科学研究科を修了した場合

第 号

東海大学の  
ロゴマーク

学位記

研究科 専攻

氏 名

東海大学大学院の博士課程における研究  
指導を受け所定の科目を履修し学位論文の  
審査及び最終試験に合格したので  
博士（ 学）の学位を授与する

（西暦） 年 月 日

東海大学学長  
東海大学総長

印  
印

東海大学  
の  
印

大学院 Doctor  
(総合理工学研究科, 地球  
環境科学研究科, 生物科  
学研究科を修了した場合)

東海大学の  
ロゴマーク

No.

*By authority vested in the Chancellor  
by President [Name of the president],  
in recognition of the satisfactory completion of the  
courses, research guidance, thesis and final examination,*

***Tokai University***  
*has hereby conferred upon*

***[NAME]***  
*the degree of*  
***[Name of the Doctor]***

*[Name of the Course],  
[Name of the Graduate School]  
with all privileges and obligations on  
this [day] of [month], [year].*

署名  
Chancellor

東海大学  
の  
印

- ・ 総合理工学研究科，地球環境科学研究科，生物科学研究科以外の研究科を修了した場合

第 号

東海大学の  
ロゴマーク

学位記

研究科 専攻

氏 名

東海大学大学院の博士課程において所定の単位を修得し  
学位論文の審査及び最終試験に合格したので  
博士（ 学）の学位を授与する

（西暦） 年 月 日

東海大学学長  
東海大学総長

印  
印

東海大学  
の  
印



**大学院 Doctor**

(総合理工学研究科, 地球  
環境科学研究科, 生物科  
学研究科以外を修了した  
場合)

No.

東海大学の  
ロゴマーク

*By authority vested in the Chancellor  
by President [Name of the president],  
in recognition of the satisfactory completion of the  
specified credits, research guidance, thesis and final  
examination,*

**Tokai University**  
*has hereby conferred upon*

**[NAME]**

*the degree of*

**[Name of the Doctor]**

*[Name of the Course],  
[Name of the Graduate School]  
with all privileges and obligations on  
this [day] of [month], [year].*

署名  
Chancellor

東海大学  
の  
印

別表Ⅳ

大学院の課程によらない場合

第 号

東海大学の  
ロゴマーク

学位記

研究科 専攻

氏 名

東海大学に学位論文を提出し所定の審査  
及び試験に合格したので  
博士（ 学）の学位を授与する

（西暦） 年 月 日

東海大学学長  
東海大学総長

印  
印

東海大学  
の  
印

大学院 Doctor  
(大学院の課程によらない  
場合)

東海大学の  
ロゴマーク

No.

*By authority vested in the Chancellor  
by President [Name of the president],  
in recognition of the satisfactory completion of the  
thesis and final examination,*

*TOKAI UNIVERSITY  
has hereby conferred upon*

***[NAME]***  
*the degree of*  
***[Name of the Doctor]***

*[Name of the Course],  
[Name of the Graduate School]  
with all privileges and obligations on  
this [day] of [month], [year].*

署名  
Chancellor

東海大学  
の  
印

別表V 学位規程第6条第1項による者(課程博士)

大学院の課程による場合(A4判縦長)

学 位 申 請 書

(西暦)年 月 日

東海大学学長 殿

研究科  
専攻

ふりがな

氏 名

印

学位論文題目

「 」

東海大学学位規程第6条第1項の規定により、上記学位論文に履歴書、論文目録、論文の内容の要旨、(確認書)を添え、博士( 学)の学位の授与を申請いたします。

なお、学位の授与が認められた場合、東海大学学位規程第16条及び第17条により、論文の内容の要旨と学位論文(全文・要約)をインターネット上(東海大学の機関リポジトリ)で公表するにあたり、論文の内容の要旨と学位論文は、適正な著作権処理がなされていることを報告するとともに、以下について承諾いたします。

**【論文の内容の要旨の登録・公表についての承諾内容】**

1. 東海大学が、論文の内容の要旨を機関リポジトリへ登録すること。
2. 東海大学が、論文の内容の要旨を機関リポジトリへ登録する際に必要な、複製・ファイル変換を行うこと。
3. 東海大学が、機関リポジトリに登録された論文の内容の要旨を無償公表すること。

**【学位論文の登録・公表に関する承諾内容】**

1. 東海大学が、学位論文を機関リポジトリへ登録すること。
2. 東海大学が、学位論文を機関リポジトリへ登録する際に必要な、複製・ファイル変換を行うこと。
3. 東海大学が、機関リポジトリに登録された学位論文を無償公表すること。

注意：やむを得ない事由により学位論文の全文を公表できない場合には、別途、大学院運営委員長あてに文書を提出してください。

別表VI 学位規程第6条第2項による者(論文博士)

大学院の課程によらない場合(A4判縦長)

学 位 申 請 書

(西暦) 年 月 日

東海大学学長 殿

ふりがな  
氏 名 印

学位論文題目

「 」

東海大学学位規程第6条第2項の規定により、上記学位論文に履歴書、論文目録、論文の内容の要旨、(確認書)及び論文審査料 円を添え、博士( )の学位の授与を申請いたします。

なお、学位の授与が認められた場合、東海大学学位規程第16条及び第17条により、論文の内容の要旨と学位論文(全文・要約)をインターネット上(東海大学の機関リポジトリ)で公表するにあたり、論文の内容の要旨と学位論文は、適正な著作権処理がなされていることを報告するとともに、以下について承諾いたします。

**【論文の内容の要旨の登録・公表についての承諾内容】**

1. 東海大学が、論文の内容の要旨を機関リポジトリへ登録すること。
2. 東海大学が、論文の内容の要旨を機関リポジトリへ登録する際に必要な、複製・ファイル変換を行うこと。
3. 東海大学が、機関リポジトリに登録された論文の内容の要旨を無償公表すること。

**【学位論文の登録・公表に関する承諾内容】**

1. 東海大学が、学位論文を機関リポジトリへ登録すること。
2. 東海大学が、学位論文を機関リポジトリへ登録する際に必要な、複製・ファイル変換を行うこと。
3. 東海大学が、機関リポジトリに登録された学位論文を無償公表すること。

注意：やむを得ない事由により学位論文の全文を公表できない場合には、別途、大学院運営委員長あてに文書を提出してください。

別表Ⅶ

(A 4判縦長)

履 歴 書			
現住所			
電話番号			
		ふりがな	
		氏 名	
		(西暦)	年 月 日生
		学 歴	
年	月		
年	月		
年	月		
		職 歴	
年	月		
年	月		
年	月		
		研 究 歴	
年	月		
年	月		
年	月		
上記のとおり違いありません			
(西暦)	年	月	日
		氏 名	印

## 別表Ⅷ

論文目録		(A 4判縦長)
論文等一覧表		
1	論文等の種類	学術論文・著書・その他 ( )
	論文等の題目	
	掲載誌名	
	発行年・巻 (Vol.)・号 (No.)・頁 (pp.) 等	
	備考 (共著者等)	
	Webサイト等で公表の場合	URL・DOI 等
2	論文等の種類	学術論文・著書・その他 ( )
	論文等の題目	
	掲載誌名	
	発行年・巻 (Vol.)・号 (No.)・頁 (pp.) 等	
	備考 (共著者等)	
	Webサイト等で公表の場合	URL・DOI 等
3	論文等の種類	学術論文・著書・その他 ( )
	論文等の題目	
	掲載誌名	
	発行年・巻 (Vol.)・号 (No.)・頁 (pp.) 等	
	備考 (共著者等)	
	Webサイト等で公表の場合	URL・DOI 等
年 月 日		
学位申請者氏名		印
(注)		
1 研究科が業績と認めるものを記入すること。		
2 発行年の降順に記入すること。		
3 学位論文に関係する論文は、論文等一覧表左端の数字を○で囲むこと。なお、当該の論文等に共著者があるときは、「備考 (共著者等)」欄に共著者氏名を記入し、別に確認書を提出すること。		
4 論文等の種類は該当するものを○で囲み、学術論文・著書以外の場合は、その他の括弧内に記入すること。		
5 論文等が学会・学術雑誌等のWebサイトにて公開されている場合は、当該WebサイトのURL・DOI等を記入すること。		

別表IX

(A4判縦長)

年 月 日

確 認 書

\_\_\_\_\_学研究科長 殿

このたびの学位申請にあたり、以下のとおり合意を得ました。

学位申請者氏名：

印

論 文 題 目

「 \_\_\_\_\_ 」

※1

学位申請者が東海大学博士（ 学）の学位を申請するにあたり、下記について合意いたします。

記

1. 学位申請者が、上記論文を学位論文の一部又は全部として使用すること。
2. 学位の授与が認められた場合、学位申請者及び東海大学が、東海大学学位規程に従い学位論文をインターネット上（東海大学機関リポジトリ）で無償公表すること。
3. 学位の授与が認められた場合、学位申請者及び東海大学が、東海大学学位規程に従い学位論文をインターネット上（東海大学機関リポジトリ）で無償公表するために必要な、複製・ファイル変換を行うこと。

なお、上記論文については、学位申請者が主たる役割をつとめ、その主たる功績は同氏に帰せられるべきものであります。また、私が上記論文の全部あるいは一部を用いて学位の申請を行わないことを確約し、何時でも照会に応じます。

年 月 日

（共著者）

所属機関：

職 名：

氏 名：

印

※1 論文題目には、掲載誌、発行年、巻、号、頁、URL、DOI等を明記してください。

※2 共著者は、所定事項を記入の上、捺印してください。



別表 X

(A4判縦長)

年 月 日

確 認 書

\_\_\_\_\_学研究科長 殿

このたびの学位申請にあたり、以下のとおり合意を得ました。

学位申請者氏名：

印

論 文 題 目

「 \_\_\_\_\_ 」

※1

私どもは、上記論文の著作権を承継いたしました。このたび上記学位申請者が、東海大学博士（ \_\_\_\_\_ 学）の学位を申請するにあたり、下記について合意いたします。

記

1. 学位申請者が、上記論文を学位論文の一部又は全部として使用すること。
2. 学位の授与が認められた場合、学位申請者及び東海大学が、東海大学学位規程に従い学位論文をインターネット上（東海大学機関リポジトリ）で無償公表すること。
3. 学位の授与が認められた場合、学位申請者及び東海大学が、東海大学学位規程に従い学位論文をインターネット上（東海大学機関リポジトリ）で無償公表するために必要な、複製・ファイル変換を行うこと。

私どもは、これらのことについて何時でも貴職の照会に応ずる用意があります。

年 月 日

団体

等の名称：

職 名：

氏 名：

印

※1 論文題目には、掲載誌、発行年、巻、号、頁、URL、DOI等を明記してください。

※2 団体等の代表者は、所定事項を記入の上、捺印してください。

Date: \_\_\_\_\_

## Notification

To the Dean of the Graduate School of \_\_\_\_\_:

I have received the following confirmation regarding my degree application.

Name of degree applicant: \_\_\_\_\_

Personal seal or signature of degree applicant:  
\_\_\_\_\_

Title of the Thesis:

“ \_\_\_\_\_ ”

※1 \_\_\_\_\_  
-----  
-----

I consent to the followings in regard to the degree applicant's application to a doctoral degree (in \_\_\_\_\_) at Tokai University.

1. The degree applicant uses the above-mentioned thesis as part or all of his/her doctoral thesis.
2. If it is decided that the degree applicant is granted a degree, the degree applicant and Tokai University will publish the degree thesis online (in the Tokai University institutional repository) for free in accordance with the rules governing degrees from Tokai University.
3. If it is decided that the degree applicant is granted a degree, the degree applicant and Tokai University will duplicate and convert the file as necessary to publish the degree thesis online (in the Tokai University institutional repository) for free in accordance with the rules governing degrees from Tokai University.

I also consent that the degree applicant took a predominant role in the above-mentioned research study and should be given primary credit for it. I pledge not to submit all or part of the above-mentioned thesis as a degree thesis. I am prepared to respond at any time to inquiries you may have regarding these matters.

Co-author's name: \_\_\_\_\_

※1 Under the "Title of the Thesis," the name, volume, number, date of issue, page of the publication, URL, and DOI that carries the thesis should be specified.

※2 The co-author must enter the required facts in the box above and should affix his/her personal seal or sign the statement.

Date: \_\_\_\_\_

## Notification

To the Dean of the Graduate School of \_\_\_\_\_:

I have received the following confirmation regarding my degree application.

Name of degree applicant: \_\_\_\_\_

Personal seal or signature of degree applicant:  
\_\_\_\_\_

Title of the Thesis:

“ \_\_\_\_\_ ”

※1 \_\_\_\_\_  
-----  
-----

We have succeeded the copyright of the above-mentioned thesis. We consent to the followings in regard to the degree applicant's application to a doctoral degree (in \_\_\_\_\_) at Tokai University.

1. The degree applicant uses the above-mentioned thesis as part or all of his/her doctoral thesis.
2. If it is decided that the degree applicant is granted a degree, the degree applicant and Tokai University will publish the degree thesis online (in the Tokai University institutional repository) for free in accordance with the rules governing degrees from Tokai University.
3. If it is decided that the degree applicant is granted a degree, the degree applicant and Tokai University will duplicate and convert the file as necessary to publish the degree thesis online (in the Tokai University institutional repository) for free in accordance with the rules governing degrees from Tokai University.

I am prepared to respond at any time to inquiries you may have regarding these matters.

Organization's name: \_\_\_\_\_

Position (title): \_\_\_\_\_

Name: \_\_\_\_\_

Personal seal or signature \_\_\_\_\_

Date: \_\_\_\_\_

※1 Under the "Title of the Thesis," the name, volume, number, date of issue, page of the publication, URL, and DOI that carries the thesis should be specified.

※2 The representative of the organization must enter the required facts in the box above and should affix his/her personal seal or sign the statement.

別表XⅢ

項 目	金 額
博 士 論 文 審 査 料	100,000 円

○東海大学「人を対象とする研究」に関する指針

(制定 2011年4月1日)

改訂 2013年1月1日

2017年8月1日

(目的)

第1条 この指針は、東海大学（以下「本学」という。）における人を対象とする研究が、ヘルシンキ宣言及び国の関連指針や個人情報保護に関する法律等を遵守した上で、適正に実施されるように、実験や調査等を計画し実施する際に遵守すべき事項を示すことを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各用語は、それぞれ次のことを意味する。

- (1) 「人を対象とする研究」とは、個人を特定できるヒト由来の試料及びデータ（生活や行動、嗜好、印象等の情報も含む。以下「個人情報等」という。）を用いる研究を含む、人を対象として行われる全ての研究をいう。
- (2) 「研究責任者」とは、本学において、人を対象とする研究等を計画し、実施する責任を負う教職員をいう。
- (3) 「研究実施者」とは、研究責任者及びその指揮の下に、これに協力あるいは補助にあたる者をいう。
- (4) 「研究対象者」とは、人を対象とする研究において研究の対象となる者、研究の対象となることを求められた者又は人を対象とする研究に用いようとする個人情報等を提供する者をいう。研究対象者には、個人、特定集団、不特定集団が含まれる。
- (5) 「外部機関等」とは、企業、他大学、各種の研究機関、国・地方公共団体、その他の団体又は個人をいう。
- (6) 「上長」、「所属長」とは、学校法人東海大学勤務規則第4条に定める者をいう。

(適用範囲)

第3条 この指針は、本学において行われる全ての人を対象とする研究に適用される。なお、授業、演習、実習、課外活動等において、教育の一環として行われる個人情報等の収集には適用しない。また、医学部及び総合医学研究所にあっては、別に規程を定める。

(研究の基本)

第4条 人を対象とする研究は、その研究を正当化するに足る科学的及び倫理的な原則に基づいて行われなければならない。人を対象とする研究は、可能な限り生体を用いない実験及び動物実験又はその他の科学的に確立された事実を基礎とするものでなければならない。

- 2 研究責任者は、研究に際して、研究対象者への身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(学長の責務)

第5条 学長は、本学における人を対象とする研究が、適正かつ安全に実施されるよう業務を総括する。

- 2 学長は、人を対象とする研究が適正かつ安全に実施されるよう次に定める任務を行う。

その際には、東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）に諮問しなくてはならない。

- (1) 研究が適正かつ安全に行われるために必要な基本的事項を定めること。
- (2) 申請のあった研究計画について、当該研究の実施の可否を決定すること。
- (3) 指針に反して研究が実施されているとき、研究方法の改善に関する勧告、研究計画の変更又は中止、研究の承認の取消し等を行うこと。

（上長の責務）

第6条 人を対象とする研究を実施しようとする者の上長は、所属長を通じて当該研究の適正な実施に関し、管理及び監督をしなければならない。

（研究責任者の責務）

第7条 研究責任者は、所属長を経由し上長の了承を得た上で、学長に研究計画書及び関連書類を提出し、承認を得なければならない。

- 2 研究責任者は、自らの指揮の下に研究に携わる者に対し、この指針に従って行動するように訓練し、監督する責任を負う。
- 3 研究責任者は、予見し得る研究対象者への危険性をできる限り排除するよう努め、研究対象者の生命と健康を守らなければならない。
- 4 研究責任者は、人を対象とした研究を行おうとする場合には、研究対象者に対して研究目的、研究計画及びあらかじめ予見し得る危険性について、分かりやすく説明しなければならない。
- 5 研究責任者は、研究対象者から得た個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 人を対象とする研究に関する責任は、原則として研究を遂行する側にあり、研究対象者の同意の如何にかかわらず、研究責任者は、研究対象者に責任を転嫁してはならない。
- 7 研究責任者は、研究が継続されれば研究対象者に危害が及ぶ可能性があるとは判断するときは、直ちにその研究計画を変更し実施する又は研究を中止しなければならない。
- 8 研究責任者は、学長が承認した人を対象とする研究の実施期間終了後、すみやかに所定の様式による研究結果報告書を学長に提出しなければならない。
- 9 研究責任者は、学外機関等から個人情報等を得て研究を実施する場合は、倫理委員会の審査を経て学長の承認を受けなければならない。
- 10 学外機関等に個人情報等の提供を行う者は、研究対象者から提供に係る同意を得なければならない。又、倫理委員会の審査を経て学長の承認を受けなければならない。

（研究対象者の同意）

第8条 研究対象者が、研究について十分な説明を受け、自由意志に基づいた同意がある場合でなければ、人を対象とする研究を行ってはならない。

- 2 研究対象者は、いかなる強制・拘束を受けることなく、研究への参加及び離脱の如何を決定する権利が保証されなければならない。
- 3 研究対象者の同意は、原則として同意書に表明されなければならない。
- 4 研究対象者に同意する能力がないと判断されるときは、本人に代わって同意することが正当と認められる代諾者（研究対象者の親権を有する者、配偶者、後見人その他これに準ずる者で、両者の生活の実質からみて、本人の最善の利益を図りうる者をいう。）

の同意をもって本人の同意とすることができる。

- 5 研究対象者が外部機関に属する場合、研究対象者本人の同意とともに、研究対象者の属する機関の長又は責任者の同意を必要とする。

(倫理委員会)

第9条 学長からの諮問を受けて、その研究及び研究計画の内容について審査をするため、本学に倫理委員会を置く。

- 2 この倫理委員会の組織及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

(指針の改廃)

第10条 この指針の改廃は、倫理委員会の議を経て、学長が決定する。

付 則

この指針は、2011年4月1日から施行する。

付 則 (2013年1月1日)

- 1 この指針は、2013年1月1日から施行する。
- 2 この指針は、2013年4月1日以降を実施期間とする「人を対象とする研究」から適用する。

付 則 (2017年8月1日)

この指針は、2017年8月1日から施行する。

○東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会規程

(制定 2011年4月1日)

改訂 2013年4月1日 2015年4月1日  
2017年8月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、東海大学「人を対象とする研究」に関する指針（以下「指針」という。）第9条第2項に基づき、東海大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 倫理委員会は、東海大学（以下「本学」という。）における人を対象とする研究が、指針に遵うものであるか否かを提出された研究計画書及び関連書類（以下「研究計画書等」という。）に基づいて審査することを目的とする。

(組織)

第3条 倫理委員会は、次の委員をもって構成し、委員は、学長が委嘱する。

- (1) 研究推進部長
- (2) 自然科学分野に関する教員 3名
- (3) 人文社会科学分野に関する教員 2名
- (4) 法律学を専門とする教員 1名
- (5) 医師免許を持つ者 1名
- (6) 学外有識者 1名
- (7) その他学長が必要と認める者

2 委員は、男女両性で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 倫理委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は、前条の委員から学長が指名し、副委員長は、前条の委員から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたとき、あらたに任命された委員の任期は、残存期間とする。

(定足数及び決議)

第6条 倫理委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

2 前項の場合において、倫理委員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

3 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(審査事項)

第7条 倫理委員会は、学長の諮問を受けて次の事項を審査し、学長に答申する。

- (1) 人を対象とする研究の倫理に関する基本的事項に関すること。



(2) 人を対象とする研究計画と指針との適合性を審査すること。

(3) その他、必要と認められる事項。

(審査の方針)

第8条 倫理委員会は、提出された研究計画書等を審査する場合は、次の事項に留意し、審査しなければならない。

(1) 対象者の安全性の確保に関すること。

(2) 対象者の尊厳と権利を擁護すること。

(3) 対象者のインフォームドコンセントを保障すること。

(4) 研究の科学的貢献度、その研究計画の合理性に関すること。

(審査の方法)

第9条 学長の諮問を受けたときは、委員長は、これを委員会の審査に付さなければならない。

2 委員長が必要と認めたときには、研究責任者に対し、倫理委員会に出席を求め研究計画の内容について説明を求めることができる。

3 委員長が必要と認めたときには、倫理委員会の承諾を得て委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4 審査の判定は、次のいずれかとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

(計画変更の審査)

第10条 承認された研究計画の変更については、原則として、倫理委員会の審査を経なければならない。ただし、研究の本質に関わることのない軽微な変更については、この限りでない。

2 委員長及び副委員長は、研究計画の変更が研究の本質に関わることのない軽微な変更と判断するときは、倫理委員会の審査を経ずに、その合意によって研究計画の変更を許可することができる(迅速審査) 委員長は、迅速審査を行ったときは、これを倫理委員会に報告しなければならない。

(審査の結果)

第11条 研究計画について倫理委員会で審査された結果は、速やかに文書をもって学長に報告する。

2 審査の結果には、その理由を付記する。

3 倫理委員会の審査に係る資料及び議事録は、原則として公表し、5年間保存しなければならない。

(勧告)

第12条 学長は、指針に反して研究を行う研究者があると認めたときは、倫理委員会に調査を求めることができる。

2 倫理委員会は、必要な調査を行い、勧告等の必要な措置につき、学長に答申する。

(事務局)

第13条 倫理委員会に関する事務は、研究推進部研究計画課が行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、倫理委員会の議を経て学長が決定する。

付 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

付 則 (2015年4月1日)

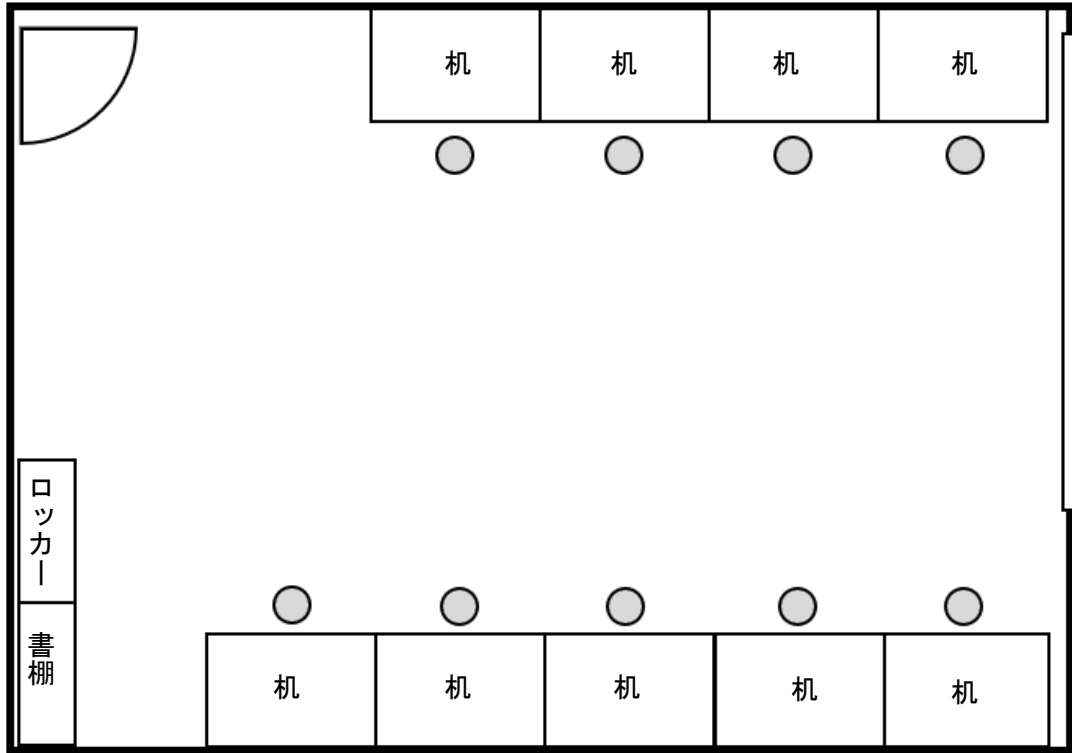
この規程は、2015年4月1日から施行する。

付 則 (2017年8月1日)

この規程は、2017年8月1日から施行する。

# 院生室室内の見取り図

15号館7F 体育学研究科大学院院生室2



机 : 9

椅子 : 9

## 学術雑誌一覧

	雑誌名	出版社
体育・スポーツ	体力科学	日本体力医学会
	Journal of Physical Fitness and Sports Medicine	日本体力医学会
	体育学研究	日本体育学会
	International Journal of Sport and Health Science	日本体育学会
	日本臨床スポーツ医学会誌	日本臨床スポーツ医学会
	日本運動生理学雑誌	日本運動生理学会
	Advances in Exercise and Sports Physiology	日本運動生理学会
	バイオメカニズム雑誌	バイオメカニズム学会
	スポーツ心理学研究	日本スポーツ心理学会
	運動疫学研究	日本運動疫学会
	生涯スポーツ学研究	日本生涯スポーツ学会
	スポーツマネジメント研究	日本スポーツマネジメント学会
	スポーツ産業学研究	日本スポーツ産業学会
	体育・スポーツ経営学研究	日本体育・スポーツ経営学会
	体育・スポーツ哲学研究	日本体育・スポーツ哲学会
	スポーツ史研究	スポーツ史学会
	体育史研究	体育史学会
	スポーツ人類学研究	日本スポーツ人類学会
	運動とスポーツの科学	日本運動・スポーツ科学学会
	コーチング学研究	日本コーチング学会
	バスケットボール研究	日本バスケットボール学会
	Journal of Training Science for Exercise and Sport	日本トレーニング科学会
	武道学研究	日本武道学会
	アダプテッド・スポーツ科学	日本アダプテッド体育・スポーツ学会
	野外教育研究	日本野外教育学会
	レジャー・レクリエーション研究	日本レジャー・レクリエーション学会
	体育測定評価研究	日本体育測定評価学会
	東京体育学研究	東京体育学会
	日本スポーツ栄養	日本スポーツ栄養学会
	体育哲学研究（旧題：体育原理研究）	日本体育学会体育哲学専門領域
	体育哲学年報	日本体育学会体育哲学専門領域
	バイオメカニズム	慶應大学出版会株式会社
	フットボールの科学	日本フットボール学会
体操競技・器械運動研究	体操競技・器械運動学会	
大学体育	全国大学体育連合	
現代スポーツ評論	創文企画	
JOA Times 日本オリンピックアカデミー機関紙	日本オリンピックアカデミー	
No Limit	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会	
レクルー	公益財団法人日本レクリエーション協会	

医学・健康	日本公衆衛生雑誌	一般社団法人日本公衆衛生学会
	産業衛生学雑誌	公益財団法人日本産業衛生学会
	日本生理学雑誌	日本生理学会、杏林社
	日本健康教育学会誌	一般社団法人日本健康教育学会
	臨床神経生理学	日本臨床神経生理学会
	肥満研究	日本肥満学会
	健康心理学研究	日本健康心理学会
	栄養学雑誌	日本栄養改善学会
	登山医学	日本登山医学会
その他	行動計量学	日本行動計量学会
	発育発達研究	日本発育発達学会
	特殊教育学研究	日本特殊教育学会
	社会福祉学	日本社会福祉学会
	海洋人間学雑誌	日本海洋人間学会
	イベント学研究	イベント学会
	教育学雑誌	日本大学教育学会
海外雑誌	Medicine and Science in Sport and Exercise	American College of sport Medicine
	Leisure Sciences	Taylor & Francis
	Sport Management Review	Elsevier
	Journal of Sport Management	Human Kinetics
	European Sport Management Quarterly	Taylor & Francis
	Journal of Sport Tourism	Taylor & Francis
	European journal of Sport Science	Taylor & Francis
	Advances in Exercise and Sports Physiology	ISEBU Corporation

# 体育学部と大学院体育学研究科との関係図

「独創性・創造性に優れた高い研究能力を有し、それを社会に還元できる能力を有する研究者専門職」の育成



## 大学院体育学研究科体育学専攻 博士課程後期

- ・高度スポーツ文化社会科学
- ・高度スポーツ医科学
- ・高度実践スポーツ科学

- ①専門的知識・技能 ②豊かな教養・人格 ③発表能力  
④独創性・創造性 ⑤学界貢献 ⑥社会還元能力



## 大学院体育学研究科体育学専攻 修士課程（博士課程前期）

- ・スポーツ文化社会科学領域
- ・スポーツ医科学領域
- ・実践スポーツ科学領域

- ①専門的知識・技能 ②豊かな教養・人格 ③発表能力



## 体育学部

- ・体育学科 ・競技スポーツ学科
- ・武道学科 ・スポーツ・レジャーマネジメント学科
- ・生涯スポーツ学科

- ①自ら考える力 ②集い力 ③挑み力 ④成し遂げ力

## 現行修士課程と博士課程後期の関連図

### 1. カリキュラムの関連性

修士課程において養ってきた力、①共通科目における「幅広く物事をとらえる視点、研究に必要な力」、②「スポーツ文化社会科学領域」「スポーツ医科学領域」「実践スポーツ科学領域」の3つの科目区分から深化させた専門性、③ゼミナール科目「体育学研究」を通じて身に着けた自ら課題に取り組み、修士論文を作成した成し遂げる力に、博士課程においてデータサイエンス及びデータマネジメントをベースとして、高度な体育・スポーツ科学の研究能力を社会に還元できるように、より高度化していく。

具体的に博士課程においては、④共通科目において、自らの研究を社会に還元してするために必要な技術（データサイエンス及びデータマネジメント）と倫理観・使命感を身に付けるとともに、「博士論文の作成と成果の社会への還元を目指す、専門性を高めていく」ことに加え、「本研究科を構成する3領域のみならず、社会を構成する各分野へ広がる視点の育成を図っていく」ために必要な基礎的な力を養う。⑤専門科目において、専門性のみならず、本研究科の3領域に加え他分野との交流を通じて幅広い知識と考え方の融合を図り、⑥特別研究において、正しい倫理観・独創性・創造性の獲得をもって博士論文の作成とその成果を社会に還元していくことにより、修士課程（博士課程前期）から博士課程後期に連動できるよう、教育課程を構築していく。

(体育学研究科体育学専攻 修士課程)

	授業科目の名称	配当年次	必修	単位
③ ナ リ ゼ ミ	体育学研究 1	1前	必修	2
	体育学研究 2	1後	必修	2
	体育学研究 3	2前	必修	2
	体育学研究 4	2後	必修	2

(体育学研究科体育学専攻 博士課程後期)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	必修	単位
⑥特別研究	体育・スポーツ科学特別研究 1	2前	必修	2
	体育・スポーツ科学特別研究 2	2後	必修	2
	体育・スポーツ科学特別研究 3	3前	必修	2
	体育・スポーツ科学特別研究 4	3後	必修	2

#### 【説明】

⑥特別研究において、修士課程（博士課程前期）から博士課程後期に連動できるよう、教育課程を構築していく。修士課程から身に付けてきた考え方や力（①～⑤）を結び付け、博士論文の作成につなげていく。そして、正しい倫理観・独創性・創造性の獲得をもって博士論文の作成を行い、その成果を社会に還元していく。

科目区分	授業科目の名称	配当年次	必修	単位
②スポーツ文化社会科学領域	10科目	各2単位	選択科目	
②スポーツ医科学領域	8科目	各2単位	選択科目	
②実践スポーツ科学領域	20科目	各2単位	選択科目	

科目区分	授業科目の名称	配当年次	必修	単位
⑤専門	高度スポーツ文化社会科学演習	1後	選択	2
	高度スポーツ文化社会科学特講	1前	選択	2
⑤専門	高度スポーツ医科学演習	1後	選択	2
	高度スポーツ医科学特講	1前	選択	2
⑤専門	高度実践スポーツ科学演習	1後	選択	2
	高度実践スポーツ科学特講	1前	選択	2

#### 【説明】

⑤専門科目においては、修士課程で身に付けた専門性の高度化だけではなく、本研究科の3領域に加え他分野との交流を通じて幅広い知識と考え方の融合を図り、プロジェクト研究、パネルディスカッション等を通じて実践力・応用力等、研究能力・研究成果を社会へ還元する能力を獲得し、独創的・創造性に優れた高度な研究能力を育成していく。

	授業科目の名称	配当年次	必修	単位
① 共 通	体育学研究総論	1前	必修	2
	体育学研究法 A	1前	必修	2
	体育学研究法 B	1後	必修	2
	体育学文献講読	1後	選択	2
	体育学特論 A	1前・2後	選択	2
	体育学特論 B	1後・2後	選択	2
	体育学特論 C	1前・2前	選択	2
	体育学特論 D	1後・2後	選択	2
	小計（8科目）	-		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	必修	単位
④共通	スポーツ科学研究理論	1前	必修	2
	スポーツ科学研究法 A	1後	選択	2
	スポーツ科学研究法 B	1後	選択	2

#### 【説明】

修士課程のカリキュラムの構成と対応するように、博士課程においても、④共通科目群、⑤専門科目群、⑥特別研究科目群を設定している。博士課程においては、まずは④共通科目において、自らの研究を社会に還元してするために必要な技術（データサイエンス及びデータマネジメント）と倫理観・使命感を身に付け、「博士論文の作成と成果の社会への還元を目指す、専門性を高めていく」ことに加え、「本研究科を構成する3領域のみならず、社会を構成する各分野へ広がる視点の育成を図っていく」ために必要な基礎的な力を養う。

## 2. 修士課程からの専門性の高まり

(体育学研究科体育学専攻 修士課程)

	授業科目の名称	配当年次	必選	単位
スポーツ文化社会科学領域	体育哲学特論	1前・2前	選択	2
	体育哲学演習	1後・2後	選択	2
	スポーツ社会学特論	1前・2前	選択	2
	スポーツ社会学演習	1後・2後	選択	2
	スポーツ史特論	1前・2前	選択	2
	スポーツ史演習	1後・2後	選択	2
	スポーツ心理学特論	1前・2前	選択	2
	スポーツ心理学特別実習	1後・2後	選択	2
	応用スポーツ心理学特論	1前・2前	選択	2
	応用スポーツ心理学特別実習	1後・2後	選択	2
小計(10科目)	-			

(体育学研究科体育学専攻 博士課程後期)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	必選	単位
専門	高度スポーツ文化社会科学演習	1後	選択	2
専門	高度スポーツ文化社会科学特講	1前	選択	2

### 【説明】

博士課程の専門科目は、修士課程における専門科目で学んだ各領域の多数の科目を包括的に捉えて統合し、さらに高度化させると共に、研究成果を社会へ還元するための応用能力の獲得を目的として設置している。

高度スポーツ文化社会科学特講では、体育・スポーツ事象にみられる諸問題に対する体育学における人文社会科学的アプローチ(体育スポーツ哲学・倫理学、スポーツ史・人類学、スポーツ心理学)によって問題把握の多角化をはかるとともに、それを包括的に捉えて統合し、これを通して研究を独創的に遂行する能力を育成する。なお、本科目においては、体育スポーツ哲学・倫理学、スポーツ史・人類学、スポーツ心理学における最前線の議論や知見に触れ、修士課程で獲得された一般的研究能力における人文社会科学的認識・思考能力の洗練を通して、学識と思考力を拡充し、研究者としての高度な創造性を養う。

高度スポーツ文化社会科学演習では、体育・スポーツ事象にみられる諸問題に対する体育学における人文社会科学的アプローチによって問題解決能力の拡充をはかるとともに、これを通して研究を独創的に遂行する能力を高める。本科目においては、修士課程で獲得された一般的研究能力における人文社会科学的認識・思考能力のさらなる洗練のために、最前線の議論や知見を踏まえながら、広大で歴史的な知の総体において自らの問題追求を相対化することで、研究者としての学識や良識の錬磨と高度な研究スキルを身に付ける。

また、同時に学生の研究テーマに合わせて、本研究科を構成する他領域との連携や、体育学分野にかかわらず、教育研究における他の分野との融合を演習を通して推進していく。

	授業科目の名称	配当年次	必選	単位	
スポーツ医科学領域	運動生理学特論	1前・2前	選択	2	
	運動生理学特別実習	1後・2後	選択	2	
	スポーツバイオメカニクス特論	1後・2後	選択	2	
	スポーツバイオメカニクス特別実習	1前・2前	選択	2	
	スポーツ医学特論	1前・2前	選択	2	
	スポーツ医学特別実習	1後・2後	選択	2	
	体力学特論	1後・2後	選択	2	
	体力学特別実習	1前・2前	選択	2	
	小計(8科目)	-			

科目区分	授業科目の名称	配当年次	必選	単位
専門	高度スポーツ医科学演習	1後	選択	2
専門	高度スポーツ医科学特講	1前	選択	2

### 【説明】

博士課程の専門科目は、修士課程における専門科目で学んだ各領域の多数の科目を包括的に捉えて統合し、さらに高度化させると共に、研究成果を社会へ還元するための応用能力の獲得を目的として設置している。

高度スポーツ医科学特講では、体育・スポーツ事象にみられる諸問題に対する体育学における自然科学的アプローチ(スポーツ生理学、スポーツバイオメカニクス・体力学、スポーツ医学)を学び、博士課程後期の研究として、研究課題の焦点化に資する専門知識を身に付ける。同時に、当該学問分野における最前線の解析方法や研究事例に触れ、研究を独創的かつ創造的に遂行する能力を育成する。

高度スポーツ医科学演習では、体育・スポーツ事象にみられる諸問題に対する体育学における自然科学的アプローチによるスポーツ科学実験研究のプロセス(計画→測定→処理→論議)を演習として学ぶ。これらを通じて、当該分野において、質の高い研究テーマ、研究デザイン、修士課程で学修した内容を基礎に、博士課程後期としてふさわしい研究者としての学識や良識の錬磨と、論文執筆を遂行できる高度な研究スキルを身に付ける。さらに、後半の共同の部分で、医学、工学、理学等の他分野が融合したプロジェクト研究に参加し、研究能力・成果を社会に還元する力を身につける。

また、同時に学生の研究テーマに合わせて、本研究科を構成する他領域との連携や、体育学分野にかかわらず、教育研究における他の分野との融合を演習を通して推進していく。

	授業科目の名称	配当年次	必選	単位
実践スポーツ科学領域	武道学特論	1後・2後	選択	2
	武道学特別実習	1前・2前	選択	2
	スポーツ方法学特論	1前・2前	選択	2
	スポーツ方法学特別実習	1後・2後	選択	2
	生涯スポーツ特論	1前・2前	選択	2
	生涯スポーツ演習	1後・2後	選択	2
	スポーツ&レジャー特論	1前・2前	選択	2
	スポーツ&レジャー演習	1後・2後	選択	2
	スポーツマネジメント特論	1前・2前	選択	2
	スポーツマネジメント演習	1後・2後	選択	2
	健康教育学特論	1前・2前	選択	2
	健康教育学演習	1後・2後	選択	2
	スポーツ運動学特論	1前・2前	選択	2
	スポーツ運動学演習	1後・2後	選択	2
	コーチング特論	1前・2前	選択	2
	コーチング特別実習	1後・2後	選択	2
	トレーニング特論	1後・2後	選択	2
	トレーニング特別実習	1前・2前	選択	2
	保健体育科教育学特論	1前・2前	選択	2
	保健体育科教育学演習	1後・2後	選択	2
小計(20科目)	-			

科目区分	授業科目の名称	配当年次	必選	単位
専門	高度実践スポーツ科学演習	1後	選択	2
専門	高度実践スポーツ科学特講	1前	選択	2

### 【説明】

博士課程の専門科目は、修士課程における専門科目で学んだ各領域の多数の科目を包括的に捉えて統合し、さらに高度化させると共に、研究成果を社会へ還元するための応用能力の獲得を目的として設置している。

高度実践スポーツ科学特講では、スポーツや運動、身体活動が、現代社会・国民に果たす具体的な意義について、修士課程より研究範囲を広げ国内外の様々な先端研究のエビデンスから考究する。特に、ウェルネス、スポーツ・レジャーマネジメント、健康づくり・介護予防の身体活動、アダプテッド体育・スポーツをキーワードとして、それぞれの分野の最新の研究動向やビジネスへの応用について、修士課程より深めた解説から、現代社会・国民と地域の発展に役立つ研究を遂行できる能力とマネジメント力を駆使した創造性を育成する。

高度実践スポーツ科学演習では、スポーツや運動、身体活動が、現代社会において貢献しうる研究テーマや研究デザインを、具体的に考察する能力を養う。特に、それぞれの分野において、質の高い研究テーマや実現可能な研究デザインを立案し、ビジネスに適用するための最新情報を取り扱う。加えて、対象領域の広い実践スポーツ科学分野の専門家となるため、修士課程で学修した内容を基礎に、博士課程後期としてふさわしい学識や良識の錬磨を図り、自立した研究者になるための高度な研究スキルを身に付ける。また、実践スポーツ科学の担当教員が進めている研究プロジェクトや活動の内容を理解するとともに参加して、中核的に研究に携わることで、博士論文のテーマについての研究を深めていく。

また、同時に学生の研究テーマに合わせて、本研究科を構成する他領域との連携や、体育学分野にかかわらず、教育研究における他の分野との融合を演習を通して推進していく。